

教諭衍義

亮

1
1
54

012380-000-5

1-54

教諭衍義

近藤 真琴 / 著

M16

AAH-0225



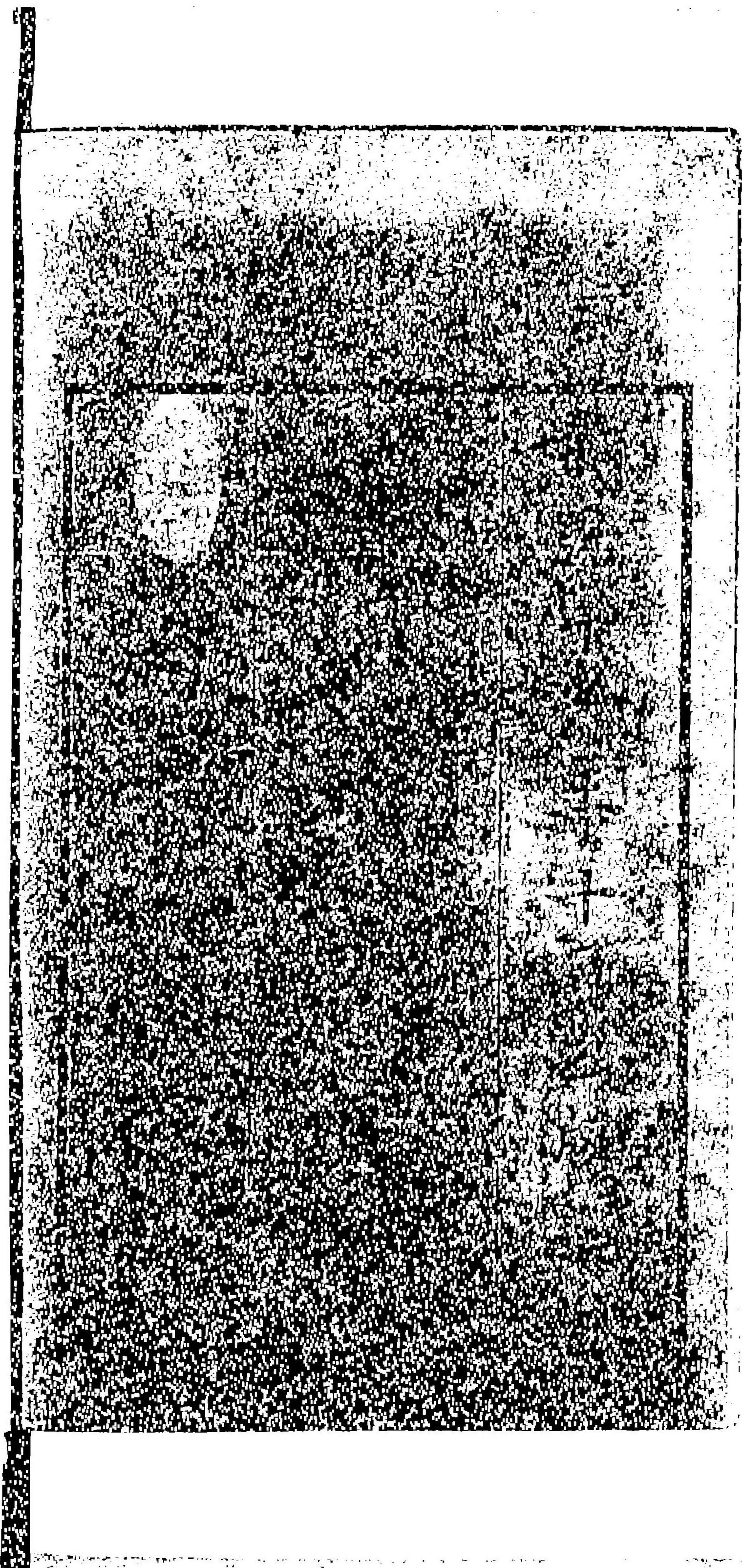
敕諭衍義

上

東泉圖書齋

二冊	五四號	三架	一函	屬類
----	-----	----	----	----

新書



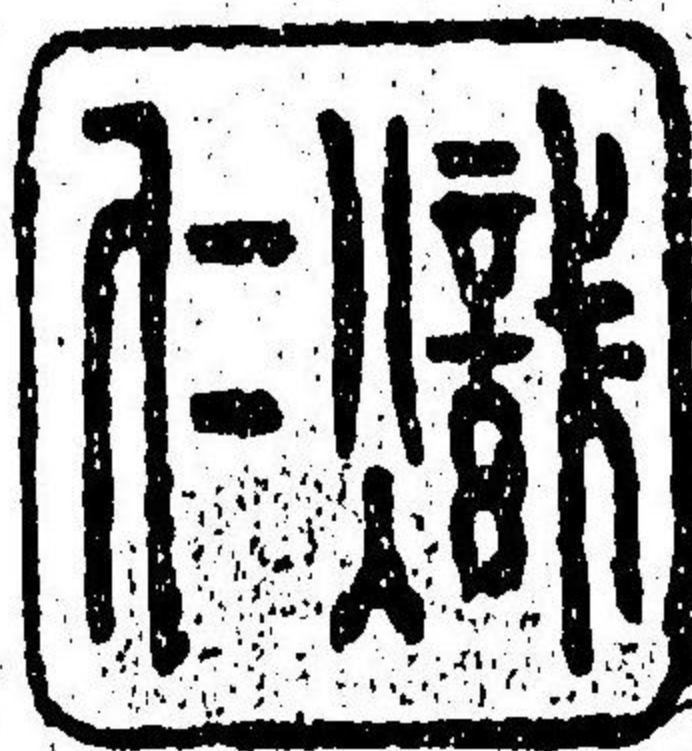
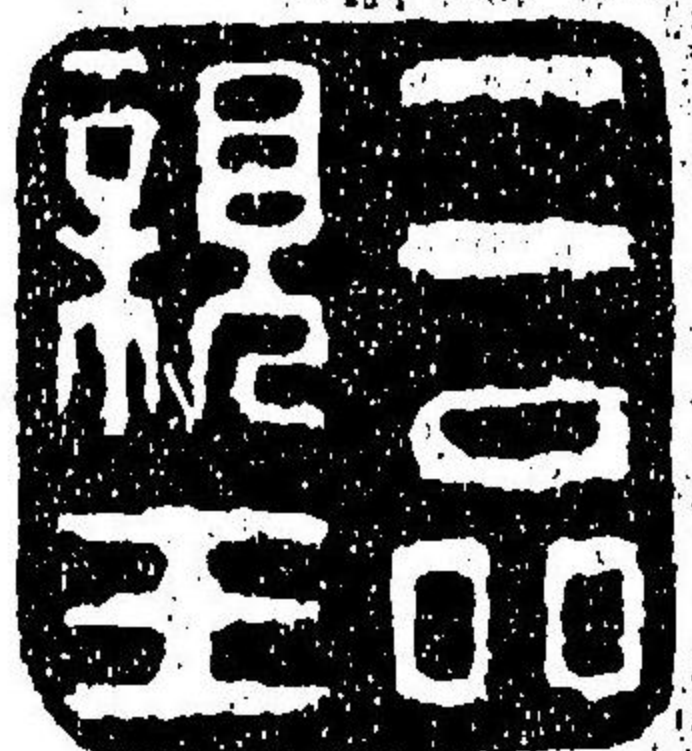


Two large, bold, black ink strokes, likely representing the characters '固' (Gù) and '解' (Xiè) in a highly stylized cursive script (Caoshu).

Two large, bold, black ink characters in a cursive script, reading '固' (Gù) on the left and '解' (Xiè) on the right.

心
心

明治十六年十月
熾仁顯



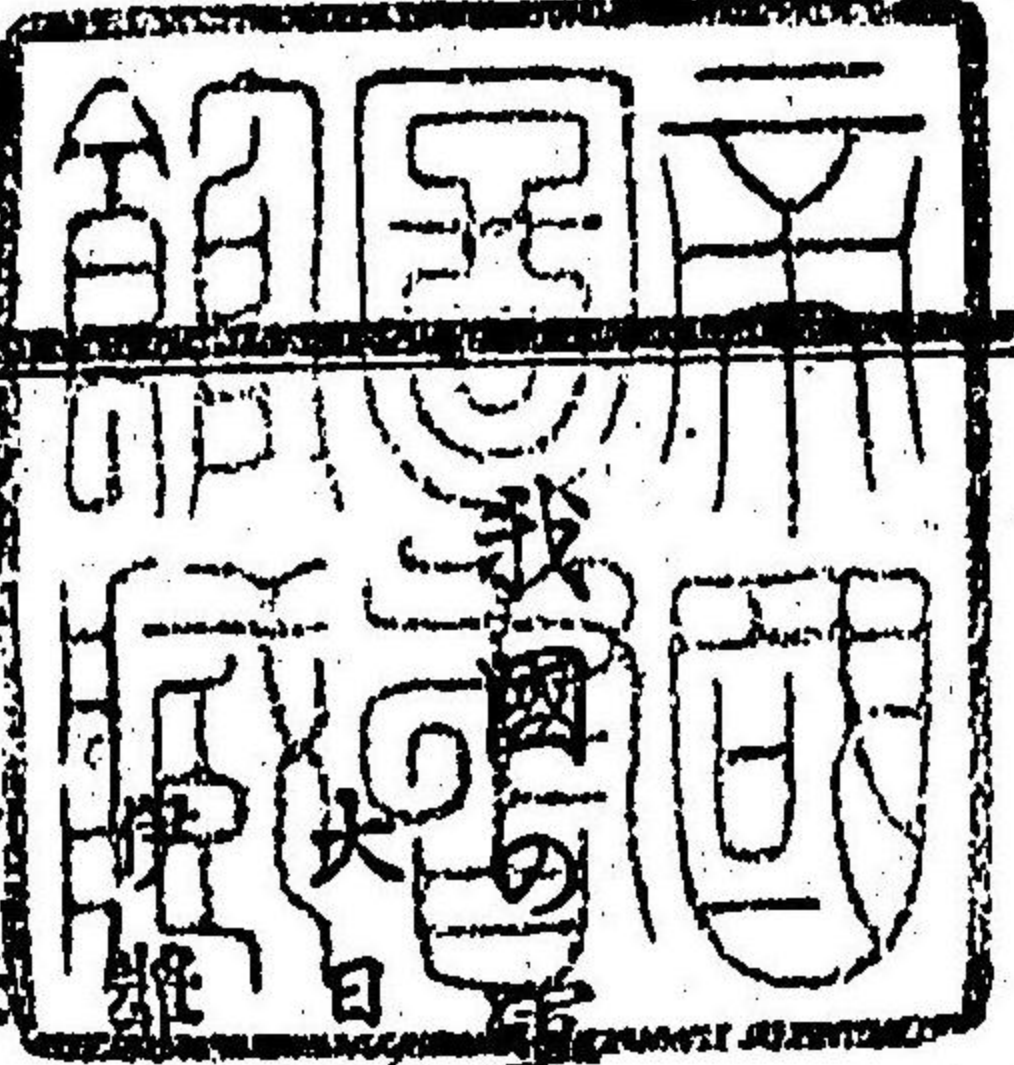
皇孫 命して下土に君臨せしめたまふ時賢嗣
 を傳へて天位の信と爲しなして尚武の道明なり

皇孫 命して下土に君臨せしめたまふ時賢嗣
 を傳へて天位の信と爲しなして尚武の道明なり

皇孫 命して下土に君臨せしめたまふ時賢嗣
 を傳へて天位の信と爲しなして尚武の道明なり

教諭行儀

海軍少將正五位殿四等伊藤高吉 関
 海軍省五等出仕従六位殿六等近藤真琴 編



我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所とある

伊藤 諸尊

伊藤 舟導 瓊牙を執りて八洲を盡したまひて尚武の
 象あらはる

天祖 天照
 太神

皇孫 命して下土に君臨せしめたまふ時賢嗣
 を傳へて天位の信と爲しなして尚武の道明なり

太祖天神武神武を以て中州を平定し靈命を受けして
 人皇の始となりまして尚武の訓定まる天降の諸神
 は於てたけなかつきまつぬし健甕齋主の烈いふにも及ばず乃ち
 素盞鳴尊の蛇を斬り大己貴命の國を平けたまふも
 それ何ぞ雄武を以て事を幹し開徂の業を賛けたま
 へさらむや乃ち
 垂仁の神祇を敬祭ましまさる弓劍を奉して以て幣
 とし給ひ
 成務の造長を建置まします矛盾を賜ひて以て表
 としたまふ若き皆尚武の道ありさるものなし上
 是れを以て教となし下こそを以て業となし習慣性
 を成し勇銳絶倫衆を動うして征伐をれば對し立國

なし威稜八洲の表ふるふ夫れ

天祖

太祖の訓かおらば國人をして武を尚えしむる者の
 何ぞや實に千萬年を洞觀ましますは尚武ありさ
 れの國家を安んまへうらば尚武ありされい夷狄
 を制まへるらすと思し、故なりといへり以上日本史の文
 夫は我日本尚武を以て國是とあし来る事此の如し
 其能く東洋に此立し萬世其特立の業を保つ事良し
 以あるなり蝦夷熊襲の屬時新羅女真の兵時
 は寇をと雖とも其尺地は據る事能はさる者の海路
 の險に因ると謂ふと雖も抑亦國人尚武風をおした
 る效ありまや此の如く尚武を以て國是となし給

ふれどもとこれ民人のため不害を披りせたまらんとの御仁恵ふ出て、
世々の天皇御親ら軍隊を統率まじまじ御制とりのな
りたるあり元來皇國の
世々の天皇民人の保護ふ 聖慮を盡したまへる
事たまひもなき事ふて世人の概ね
仁徳天皇の御恩澤の民のかまどの煙りふ及ひしに
知る事なれとも 皇恩の渥きにこゝに始りしふ
あらは日本書紀ふ
崇神天皇の 詔を撰せて曰く
我皇祖諸天皇宸極ふ光臨したまふに豈一身のみた
めぬらんや蓋し人神を司收し天下を經綸まじまを

所以なり故ふ世々玄功をひろき時ふ至徳を去きま
しき今朕大運を奉承し黎元を愛育まいつる
皇祖の跡を率へ遵ひ永く無窮の祚を保たんとおも
へり其れ群卿百僚爾の忠貞を竭して共ふ天下を安
んせよとありこれふ據りて考ふれに

神武天皇以後

八代の天皇皆民人愛育を以て 御心とせさせたまひし事史ふ明文なると雖とも推して知らる
崇神天皇を諸國ふ 詔して多く船舶を造らせ運
輸の便を授けたまひ又池瀦を開らきて水利を得せ
しめたまひ
垂仁天皇も亦諸國ふ 詔して多く池瀦開ふ

めて農事を勸めたまひ
 景行天皇の東西の諸國に
 御巡幸あらせたまひ
 成務天皇の山河よりて境界を定めさせたまふ
 と皆この御心ふあらざるにありまた諸神を祭らせ
 給ふも民のためふ五穀の豊饒を祈り惡疫を拂はせ
 たまふ等の事ならざるにありされり
 世々の天皇御身ふに御太刀を佩らせ御手ふに御弓
 を取らせ御親ら險を冒し艱を忍ひて六軍の大元帥
 となり給ひて寇を退りけ害を攘らひまゝ蒼生を安
 めらしめ給ふ 聖旨を
 世々御繼述まゝて此御制となりたるふて兵馬
 の權を擁し威力を以て壓伏せしむるまとの如き列

國の惡習と云泥の違ひある事能く考ふへ
 昔神武天皇躬つゝ大伴物部の兵ともと率わ中國
 のまつろはぬものともと討ち平け給ひ

天照大神

皇孫瓊々杵尊を瑞穂の國の主となし給ひ一時供奉
 し來る者天の物部二十五部あり部は蓋し隊の幾ふ
 て兵衆二十五隊ありしなり又押日の命天津來目
 命の率めて屬しまつりし勅負部也則ち來目部の兵
 なり此兵衆の皆神代よりこきありしものなり伴の
 輩の幾また衆を謂ふあり大伴の猶大衆大軍といへ
 るる如き武夫をもつふくめのことやそともものを
 などいへる辭後世ふれこれりされり物部の兵

皇孫天降りましまを初より陪從し奉りし兵ふて来
 目部の其後ふ従ひまつりし衆なるへし大伴の自餘
 の諸隊を来目部ふ併せて緝したる名ならん
 神武天皇の御時ふ當り長髓彦兄摺弟摺八十梟帥兄
 磯城弟磯城おといふ者中國ふ割據し 王化ふ服
 從せきりしは今より二千五百四十七年前甲寅の
 歳御親ら諸將卒を御統率まし 御船ふ御して日
 向の都を打たし 速吸の門を過ぎ安藝の國埃の宮
 ふ入らせ翌年吉備の國まで進み給ひ此ふいまま事
 三年御軍備整ひければ船隊ふて攝津の國ふ至り河
 内の國より勝駒山を経て中洲ふ打入り給ひ皇軍長
 髓彦と乳舎術坂ふ戦ひて利あらしこれより紀伊國

をめぐり熊野ふ至り海をわたり丹敷戸畔を誅し給
 ふ皇軍菟田ふ入る弟摺の降り兄摺の至らし道臣の
 命を遣えしてこを誅す
 天皇御親ら軍隊を率ゐて吉野を巡り給ふ八十梟帥
 國見岳ふ屯を其勢頗る盛なりし皇軍遂ふこれを
 破り八十梟帥を斬り進みて磯城ふ至り兄磯城を斬
 り弟磯城を降す
 天皇進みてまた長髓彦を討ち給ふ相戦ふこと數回
 遂ふ其軍を破る 饒速日命長髓彦を殺して歸降し給
 ひしは中洲また巨賊なりしより諸將を遣はして
 四方の餘賊を平けしめ給ひけり日向を發し
 より是ふ至るまで六年 皇兄五瀬命 稻飯命

三毛入野命^{ミウノノミコ}と其軍の中^{ナカ}に薙^はきさせ給ふほととなれ
の軍陣^{イクサノマ}に在^アりし間の御難^{ミガタシ}苦^クいかはかりなりしかされ
とも 聖慮^{ミコトノコト}を竭^{ツク}させられ政^{サマ}伐^キましくしかり遂
に賊徒^{ソクド}にありひに亡^{ナシ}ひあるひに降^ク服^{フク}して中洲^{ナカノシマ}盡^{ツク}
平定^{ヘイテイ}したり

高御座^{タカミイマス}に即^ツりせられて天下^{テンカ}去^クろしめし給ひしより
二千五百有餘^{ニシウヒヤクウヨ}年^{ネン}を経^スぬ

天下^{テンカ}既^スに平^ヘらきしかり都^{ミヤコ}を大和^{オホヤマト}の國^{クニ}檀原^{シラハ}に置^キき辛
酉^{ツルギ}の歲^{トシ}

天皇^{テンノウ}御歲^{ミトシ}五十二^{イハヒト}にして御即位^{ミイカド}の禮^{レイ}を行^ハせらるこ
れより今^{イマ}明治^{メイジ}十五年^{イハヒト}壬午^{ニツネ}に至^キる迄^{マデ}二千五百四十二
年^{ネン}なり

神武^{カムヤマト}天皇^{テンノウ}御即位^{ミイカド}ましくして饒速日^{ニギハヤヒ}命^{ミコト}の子^コ可美真手^{カミマコ}
命^{ミコト}の内の物部^{モノベ}を率^スる道臣^{ミチノミ}命^{ミコト}の末^{スエ}目部^{メノベ}を率^スるて護衛^{ゴエイ}
はこそ後世^{コノノチ}術府^{ジュフ}の始^{ハジメ}なり内の物部^{モノベ}と物部^{モノベ}の中^{ナカ}よ
り侍衛^{シヱイ}の兵^{ヘイ}を撰^シひ出^デしてかくは名^ナつけたるる其後^{コノノチ}
可美真手^{カミマコ}命^{ミコト}の子孫^{コノミコト}世々^{ヨリヨリ}大連^{オホノリ}の職^{シヨク}に在^アり兵刑^{ヘイケイ}の事^{コト}を
掌^{ササ}りぬこれふよりて物部連^{モノベノリ}の姓^{セイ}を賜^{タマ}はりしなるへ
し大伴連^{オホトモノリ}といふ姓^{セイ}あるもまた其世々^{ヨリヨリ}大伴部^{オホトモノ}の將帥^{サウシ}
たりしふよるなるへし

此間^{ココノマ}世^ヨの様^{サマ}の移^{ウツ}り換^カるふ隨^ツひて兵制^{ヘイセイ}の沿革^{コノチ}も亦^モ屢^シ
ありき

檀原^{シラハ}紀元^{キゲン}の初^{ハジメ}に國造^{クニツク}縣主^{アサヒ}等を置^キき民治^{タタカ}を掌^{ササ}らしむ
崇神^{タカミヤ}天皇^{テンノウ}の十年^{トシ}に民^{タタカ}を導^{ミツ}くは教化^{クワカ}に在^アり今^{イマ}遠方^{トウホウ}の

人いまた王化ふ露らす其れ群卿をばらひ四方ふ遣
 はして朕の意を知らしめよと 詔し給ひ宗室の
 大臣四人を四方ふ出し給ふ世ふいふ四道將軍これ
 なり
 成務天皇の五年ふ 詔して國郡ふの造長を立て
 縣邑ふの稻置^{いけま}置るしめ給ふ其後此諸職自然ふ世
 襲となり封建の姿となりぬ是ふ於て大化の改革あ
 り
 神武天皇の御即位より此ふ至るまで千三百五年こ
 れを古代とすこき一段なり
 孝徳天皇の大化元年
 天智天皇皇太子ふて御輔佐ありて天下の制度をあ

らため給ひ郡縣の制初て定る其後諸制度彌改まり
 文武天皇の大寶元年ふ藤原不比等 詔を奉して
 撰ふ所の令^{うり}成ることふよりて諸制度一定するの後
 桓武天皇勇武を奮ひ東北を經略し給ひ兵威海外ふ
 及び疆域大ふ廣まる然るふ
 中宗^{天智}天皇^{天武}以来藤原氏國家ふ大勲勞あるを以て世々
 政權を執りしふ
 文徳天皇以後ふ至りての尊極特ふ甚しく奢泰風を
 成し兵事武略を度外ふ置き終ふ大權下に移るの漸
 をなしたり大寶の頃より
 後鳥羽天皇の文治二年までの間の時勢いつとなく
 變遷して爰といひて段を立つへき所あらは大化元

年より文治二年まで五百四十一年間を以て第二段
と云ふ文治二年源頼朝六十六國總追捕使となり國司
ふの守護を置き莊園ふの地頭を置くに至りて形勢
大に變ずこれより元弘三年まで百四十八年兵馬の
權鎌倉ふありこれを第三段とす
後醍醐天皇北條高時を誅滅まゝてより南北兩
朝ふ分る其間五十九年を第四段とす
後小松天皇の明應三年南北講和成りてより
正親町天皇の元龜三年まで百八十一年足利氏政を
擅ふすこれを第五段とす天正元年より同十年まで
織田信長兵馬の權を執る信長薨して後豊臣秀吉明
智光秀を誅し柴田佐久間の諸將を撃滅し天正十三

年秀吉關白となり文武の政を掌る慶長三年薨す徳
川家康前田利家毛利輝元等五人協和して事を掌る
天正元年より
後陽成天皇の慶長七年まで三十年間を第六段とす
慶長八年徳川家康征夷大將軍ふ任せられてより慶
應三年徳川慶喜大政を返上するまで二百六十五年
を第七段とす其間兵制の沿革は後段 教諭の下
ふ註すへ
古の天皇躬つゝ軍隊を率ふ給ふ御制ふて時あり
ては皇后皇太子代らせ給ふ事もありつれと大凡兵
權を臣下ふ委給ふこといなるを
前ふ引きたる

崇神天皇の 詔を拜讀しても 聖旨常ふ
 皇祖の御徳を繼述ましまさんと思ふこと明らる
 なりこれ上の 萬乗の尊より下の臣民に至るま
 ていまた書籍の教あらさりに昔より自然に傳はり
 来る本邦の美德ふして周の詩ふ爾の祖を念ふ事あ
 ららんや厥徳を聿へ修めよといひ禮の中庸ふ夫れ
 孝の善く人の志を繼き善く人の事を述ふる者あり
 あといへる意味ふおのつるら協へりされん
 世々の天皇みな
 神武天皇の御徳を御繼述ましくして民の爲に害を
 披らせ給ふ御躬つるら軍に臨みましく
 景行天皇

仲哀天皇

齊明天皇の御事とも赫々として後世に傳はる
 景行天皇の十二年に筑紫に御親征ましくして諸賊
 徒の險要ふよりて 皇命を拒絶する者を討平ら
 け遂に熊襲八十梟帥を滅し給ひ筑紫に在る事八年
 ふして漸く都に歸らせ給ふ後
 仲哀天皇の御時熊襲また叛く
 天皇

皇后と共に筑紫に至りてこれを征し給ひ軍中にて
 崩し給ふ

齊明天皇の御時新羅唐の兵を偕てり百濟を撃つ
 天皇親ら六軍に將として御親征ありて筑紫朝倉の

宮に在り遂にこゝみて崩し給ふ
 神功皇后の三將を征し給ひ
 日本武尊の熊襲及び東夷を討ち平け給ふなど
 皇后 皇太子の代らせ給ひし例なりまた
 崇神天皇の四道將軍を四方に遣はし給ふとき教を受けざる者の兵を擧げてこれを伐てとの詔あり
 景行天皇の彦狹島王父子を相襲て東山道の都督となし給ふ等皆皇族にして一方面を掌らしめ給ふのみ全く兵權を委任し給ひしふらあらは
 應神天皇の時三韓歸順するに及びて府を任那に建て將軍を遣はして韓地を護せしめ

齊明天皇阿部比羅夫を遣はし肅慎及び蝦夷を討ち給ひ府を蝦夷に置きてこれを鎮撫し其後三韓蝦夷時々叛きしを兵を遣はしてこれを討ち給ふ事ありしるども全權に常ふ
 天皇御親ら掌握まじたり夫れ上古の兵制これに詳みする事を得きとも蓋し采目物部の衆に始まりしならん後諸國に屯倉を設けて糧食を貯へ部曲を建て、其地に耕し部類次第に蕃殖し百八十部の多きに至る其弓削部、矢作部、鍛冶部などの兵器を作る工人なりさて父祖の志を継ぎ父祖の事を述ふるに本邦自然の慣習に成る徳なきは各其職を世々ふし其諸部の將領たる臣連伴造國造等も世襲と

なりて自然ふ門閥の姿をなし其總管たる大臣大連の領する所甚た廣大ふなりて國中は充滿す事ある毎ふ此諸臣其部曲を率ゐて従ふひまつゝるゝ其威力甚た強大ふして封建の勢成る物部氏蘇我氏最も強大なり用明天皇の御時物部氏亡ひ蘇我氏獨り盛よして逆臣馬子大逆を行ふふ至る子蝦夷孫入鹿に至りて益専横なり皇極天皇の御宇ふ天智天皇いまた皇子ふて在り、る中臣の鎌足等と謀りて入鹿を誅し蝦夷をも誅戮ありて蘇我氏を滅し給ひ遂ふ大化の大改革となりたりこそ第一段上

古の兵制及び其沿革の概略なり

中世に至りて文武の制度皆唐國風ふ倣ひせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしは

孝徳天皇立ち給ふよ及びて

天智天皇 皇太子となり給ひ御補佐あらしせ大

制度を改め國々の屯倉及び臣連等の領したる諸部

を罷め兵權皆 朝廷に歸して郡縣の制度となる

是よ於て

天智の朝防人烽燧を對馬壹岐筑紫の諸國に置きて

外國に備へあるひは武を近江に講しさせ給ひしよ

り以後

世々の天皇皆御心を兵事ふ留め給ひ或は防海の備

を嚴し或は諸國小 詔して陣法を習はしめ
親王以下諸臣ふ至るまで馬を養ひ器械を備へ射を
習はし或は諸國博士を遣はして陣法を教へしむ
る等の事ありて軍團の基成りたり
是より先き
應神天皇の御代ふ百濟より論語千字文を献し其學
士王仁をして來らしむこれを漢學本邦ふ入る始と
を其後漢學漸く行はる
推古天王の十四年小野妹子を隋に遣はさるこれを
使節を漢土に遣はさる始とす爾後使命往復し漢
學益盛なり高向玄理たかむねのくろまろふと彼土に留學する事三十年
の久しきふ及ぶ者あり

天皇の二十六年隋亡ひて唐興る三十五年唐主李世
民立つて世を太宗となす此歲天下を分ちて十道と
なす

舒明天皇の八年唐太宗府兵の制を定めて諸國を護
せしむ其制大に備はせり

文武天皇の御宇に藤原不比等 表を奉りて令十
一卷を撰ひ大寶元年成りて世を上る其兵制多く
唐の府兵の制に籍を斟酌折衷して永制とあされし
るは自然に唐國風といはるなり今令に記をる
所を抄記して中世の兵制の概略をあらはす

職員令

兵部省

卿一人内外武官の名帳、考課、選叙、位記、兵士以上の名帳、朝集、祿賜、假使、兵士を差發し、兵器、儀仗、城隍、烽火の事を掌る

大輔一人少輔一人大丞一人少丞二人大録一人少録三人史生十人省掌二人使部六十人直丁四人

兵部省の管する所の司五

兵馬司 收及び兵馬、郵驛、公私の馬牛の事を掌る

造兵司 雜の兵器を作り及び工戸の戸口名籍の事を掌る

鼓吹司 鼓吹を調習する事を掌る

主船司 公私の舟楫及び舟具の事を掌る

主鷹司 鷹犬以調習する事を掌る

兵馬、造兵、鼓吹の三司を正一人佐一人大令史一人少令史一人主船主鷹二司を正一人佐一人令史一人なり

衛府等の官員は左の如し

衛門府

督一人諸門の禁衛出入の禮儀時を以て巡檢し及び車人の門籍門勝の事を掌る

佐一人大尉二人少尉二人大志二人少志二人醫

師一人門部二百人物部三十人使部三十人直丁

四人衛士

衛門府の管する司一

車人司 車人を檢校し及び名帳歌儼を教習する事を掌る

車人司また正佑令史各一人あり

左衛士府 右衛士府此ふ准を

督一人官掖を禁衛し隊仗を檢校し時を以て巡檢し衛士の名帳及び差料大備陣設車駕出入の前驅後殿の事を掌る

佐一人大尉二人少尉二人大志二人少志二人醫師二人使部六十人直丁三人衛士

左兵衛府 右兵衛府此ふ准す

督一人兵衛を檢校し閤門を分配し時を以て巡

檢し車駕出入し前後ふ分衛し及び左兵衛の名帳門籍の事を掌る

佐一人大尉一人少尉一人大志一人少志一人醫師一人番長四人兵衛四百人使部三十人直丁二人

左馬寮 右馬寮此ふ准を

頭一人左の閑馬の調習養飼供御の乘具配給の設草及び飼部の戸口名籍の事を掌る

助一人大允一人少允一人大屬一人小屬一人馬醫二人馬部六十人使部二十人直丁二人飼丁

左兵庫寮 右兵庫寮此ふ准す

頭一人左兵庫の儀仗兵器安置得所出納曝涼及

ひ事を受けて覆奏する事を掌る

助一人 大允一人 少允一人 大属一人 少属一人 使部二十人 直丁二人

内兵庫司

正一人 掌る事 兵庫頭 准十佑一人 令史一人 使部十人 直丁一人

右衛府等之諸官の皆 官闕を守護する者なり

攝津職 太宰府 諸國の國守

各其管内の兵士器仗を掌る

防人司

太宰府に隸す防人の名帳、戎具、教閱及び食料田の事を掌る

軍團

大教一人 兵士を檢校し戎具を充備し弓馬次調習し陣列を簡閱する事を掌る

小教二人 主張一人 校尉五人 旅師十人 隊正二十人

軍防令に大教は一千人を領し少教は副ひて領す校尉は二百人 旅師は一百人 隊正は五十人とあり史冊より考ふるに當時の制諸國の壯丁より兵士たるに堪ふる者の簡照して兵を召さる事今の徴兵の如くなりしなりん
軍防令に其照して軍に入る者同戸の内三丁毎に一を取れ又兵士の各隊伍をつくり弓馬を便を

る者を騎兵隊とし餘を歩兵隊とせよとの語あり
軍防令又云凡兵士の上番は京に向ふは一年とし防
小向ふは三年とし又云凡兵士は京に向ふ者を衛士
と名つけ邊を守る者を防人と名つくと衛士の衛門
府衛士府等も隸して 禁門 官掖等の護衛も
充てらる、事今の近衛兵の如く防人の對馬、壹岐、筑
紫等の諸國に至りて守衛をもる事今の鎮臺の如くを
りしあり又事起るも違へは公卿も節鉞を授けて將
帥も任じ軍團の兵を發して軍も從ひしめたるもの
あるへし軍防令又云凡將帥出て征するに兵一萬人
も滿つる以上の將軍一人副將軍二人軍監二人軍曹
四人録事五人五千人以上の副將軍軍監各一人録事

二人を減し三千人以上は軍曹二人を減し各一軍と
なす三軍を總る毎は大將軍一人
大寶も於て兵制の定まりたる事此の如し蓋し唐の
府兵の制を我古來より沿襲し來れる者と折衷斟酌
せられて全成したるなり
唐天下を分ちて十道となり府を置く事六百三十四
其二百六十一は關内も在りて諸衛及び東京六率も
隸す關内の即ち畿内もして六率といは左右の羽林軍
左右の龍武軍左右の神武軍あり
府兵は上府千二百人中府千人下府八百人各三百人
を團となし團も校尉あり五十人を隊となし隊も正
あり十人を火となし火も長あり二十もして兵とな

り六十ふして免す騎射を能くする者を越騎となし
其餘の歩兵となす毎歳季冬折衝都尉帥めて以て戰
を教ふ馬を給すへき者ふの直を與ふ宿衛ふ當る者
の番上す兵部速近を以て番を給す速きの疎ふして
近きの志をくになり皆一月ふして更る云々
是を其概略なり
府兵の制の事なけれの野ふ耕し事あれの將を命し
て師を出す還きの兵の府ふ散し將の衛ふ歸る内重
き故ふ外叛く事能いす外ふも兵あるの故ふ權臣擅
ふする事を得ず故ふ漢土の人も唐の府兵の制を以
て秦漢以後の良法となせり
本邦中世の制の古代固有の制ふ此法を參し以て定

まりたる者ふて其後
元正天皇の養老二年ふ至り 詔して大寶の兵制
を損益し軍令益備のりたり衛府の右ふ記するか如
く衛門府、左右衛士府、左右兵衛府即ち古代の鞠負の
遺ふして唐の諸衛六率ふ似たり後
聖武天皇中衛府を置き給ふ衛兵三百人常ふ 大
内を護衛す令の五衛府ふ合せて六衛府と稱を
淳仁天皇の御時又授刀衛を置る
稱徳天皇授力衛を改めて近衛府となし又外衛府を
置き給ふ
光仁天皇これを廢し其舍人を近衛、中衛、兵衛の三府
ふ分配し給ふ

平城天皇の御時近衛府を左近衛府とし中衛府を
右近衛府とせしる近衛府の大將、中將、少將、將監、將曹、
番長、府生等の官あり是より左右近衛、左右衛門、左右
兵衛の六衛府危ふ永制となる六衛の兵數大卒二千
七百有餘人是れ中世の兵制なり
衛士京ふ至きハ兵部ふて戎具を檢閲し三府ふ分配
を後世田夫野人と雖も其通稱某左衛門某右衛門某
兵衛など稱する者多きハ令の職制行ハれし比庶民
の衛士として京ふ宿衛したる者任充ちて締邑し猶
衛門兵衛たりし榮譽狀存してかく稱したる遺りな
らん亦以て令の職制今の徵兵の制の如くにして
事あれハ國中皆兵となる事を得て其強を保ちし勢

を見る不足る

兵制ハ整ひたれとも打續ける昇平ふ狃れて朝廷の政
務も漸文弱ふ流れけれハ兵農れのつゝら二ふ分れ古
の徵兵ハいつとなく壯兵の姿ふ變り

大寶以後兵制大ふ整ひ諸國に軍團ありて京師ふ宿
衛もるに衛士あり外寇に備ふるに防人あり是故ふ
藤原廣嗣橘奈良麻呂等兵を擧げて君側を清めんと
謀むとも成らず藤原押勝兵を起して反をれども時
を移さばして誅し伏せ

淳仁天皇の天平寶字三年新羅朝貢を闕くを以て
御征討あらんと諸國ふ 教して船を造らしめ給
ふ北陸道八十九艘山陰道百四十五艘山陽道百六十

一 般南海道百五十艘として三年を限り功を成さしむ藤原朝胤東海道の節度たり其管をる所の遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模、武藏、安房、上總、下總、常陸、上野、下野の十二國より船百五十二艘兵士一萬五千七百人子弟七十八人水手七千五百二十人を出し南海道節度使百濟敬福の管國紀伊及び南海、山陰の十二國及び西海道、節度使吉備真備の管國兩筑、兩豐、肥後、日向、大隅、薩摩の八國より船百二十一艘兵士一萬二千五百人子弟六十二人水手四千九百二十人を出す以て新羅を征せられんとまたるる翌年新羅朝貢しければ討伐の事罷みたり此此の兵威此の如くおれり外國敢て邊を窺ふ者な

く内地の叛民迹を速きけ天下太平無事なり其歴叛亂をる者ハ獨り陸奥、出羽、北邊の夷のみなりこれよりて臨時に征夷將軍、鎮狄將軍、持節大將軍、鎮守將軍、征東大使などを置るれ屢征討を煩はば光仁天皇最も御心を邊事ハ勞し給ふ征邊諸將返挽を以て譴責を蒙る者あり桓武天皇坂上田村麻呂採用ひて將となし給ふ田村麻呂最も勇健ふして善く戦ふ虜酋を斬護し夷疆を開拓し勝澤城を築きて鎮所とす嵯峨天皇の弘仁二年征夷將軍文室綿麻呂大に兵勢を極めて其巢窟を覆へし賊皆平らきしは翌年勝澤の鎮所を以て鎮守府と號し其官員を定む

將軍一人軍監一人軍曹二人醫師警師各一人將軍
儀仗三人

これより鎮守府常置の官となる

是より先き天下已ふ太平ふ歸し外寇の邊を窺ふ事
なく内地も無事ふして征討を煩す者の獨り東夷の
みなれの京師を始め諸國甚た靜謐なりこれふより
て藤原氏國柄を掌握するふ及び廢立意ふ任せ百官
其頭使ふ隨ひ上下共ふ泰平ふ在れ文華を尚とふ餘
り奢靡風流ふ陥りて弓馬刀鎗の唯儀式を飾る具と
なり古來より傳はり來れる尚武の遺風のいつとな
く消ゆるる如くなりたり其諸國より徵せられて京
師ふ宿衛し或は外寇に備ふるものも唯郷土を離さ

て逸歩ふ交代するまでふて其京師ふ宿衛するもの
は却て奢靡の風ふ染み文華の俗を學ひて輕薄ふ流
る又徵兵をいとひ正身の出てすしてあるひは人を
備ひ名を冒して上京せしむる等の弊起る三善清行
の意見の封事ふ曰く部内の強豪民間の兇暴なる者
國司法ふよりて罪を勘亂せられ駿奔して京ふ入り
即ち錢貨を納れ買ひて宿衛とあり或は徒黨を率
ゐて國府を劫るし或は老拳を奮るひて官長を凌
辱を凡る其盡害た、亦癩のみならず云々然るは則
ち徒ふ諸國の豺狼とありて曾て六軍の驅虎ふにあ
らばといへり當時徵兵代人を備ふの弊害の甚しき
を見るへし封事ふ又いふ備中國下道郡の

天智天皇いまた 皇太子よて在まは時此ふ宿ら
 せ給ひ戸邑の甚た盛あるを見うなひしは
 天皇 詔を下して此郷の軍士を徴されしふ立と
 ころは勝兵二萬人を得たり天平神護の比吉備朝臣
 本郡の大領を兼ね此郷の戸口を計るふ纒は課丁千
 九百餘人あり貞觀の初藤原保則備中分たりし時七
 十餘人よ止まる清行の備中分たる時老丁二人正丁
 四人中男三人のみ延喜十一年備中分藤原公利任滿
 ちて都に歸る時其戸口を問へり公利一人もある事
 ありと答ふ
 皇極天皇の六年より延喜十一年まで纒は二百五十
 年衰弊の速ある事亦既は此の如し一郷を以てこれ

を推をふ天下の虚耗掌を指して知るへしといへり
 以上清行 大寶の兵制空しく其名を存して其實を失
 ふ事此の如し諸國また軍國あらざりしおらん延喜
 年中延喜式成り舊法ふ循ひて潤飾を加へられしも
 のなるありまた行ふふ及はして
 醍醐天皇崩し給ひしは其事罷みたりこれより先
 き京師及び諸國盜賊起り東國もつとも甚し或は守
 分を殺まよ至る其後南海の賊船千餘艘の多きよ至
 ること實ふ將門純友の亂の階といなりたり後久し
 むらほして藤原秀郷平貞盛等將門を討ちてこれを
 誅し源經基また純友を討ちて功ありしは相踵き
 て鎮守府將軍とあり武將の權これより起まり

前ふもいへるう如く奈良の朝より以来邊地の患を
なしたる者の獨り陸奥出羽の夷なりしる東海東
山兩道殊に坂東諸國の步騎専ら其征戰に任したり
元來東國の民は天性勇悍なる氣象なる上は此の如
く多年戰伐に馴まければ本邦往古以來の勇武は此
諸國のみ存して其風大に京畿游惰の民と異なり
されは將門の亂ふも相家符を東海東山に下して勇
悍の士を募られたり時勢此の如くなりしは農を
業とせざる者の弓矢を執る事なく兵を職とせざる者の
耒耜を執る事なく兵に常ふ農に常ふ農と其職を
分ち遂ふに家をも分つやうになりさてこそ壯兵の
姿となりたるなき

遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟
梁たる者に歸し

將門純友既に誅滅ふ及ひたれとも盜賊は盛に横行
して人を殺し物を掠むる事日夜絶にまこれより先
き衛府の武官の外に檢非違使を置るれ京中を巡行
し盜賊を逮捕せしめ次に諸國にも此職を置るれし
る此に押領使、追捕使などいふ者を置るれて國司各
其部内の盜盜を追捕する事となりぬ
其比武事といへは籠馬、駒牽、騎射、相撲の類にして公
卿播紳と大抵風流爛雅を旨とし衽席に沈溺して兵
務を知る者少く六衛府の兵も供奉に充て儀容を整
ふるまでして兵威に衰へたり初諸國の守分などの

子孫其任國に留る者名門に係る故に一般の民人と
同一のしに幾許の莊園を領し其國の住人と號を
またこを武士といふ此輩事ある毎に干戈を執り
て王事に勤む後坂東の八平氏武藏の七黨とい
へるの皆此屬なり住人武士諸國に於て莊園を占む
る事彌多く大名高家小名黨を立て私に
兵を養ひて家の子郎黨をといへり擡きの農工等を
業とせし専ら兵を以て職とせる者多し此徒は親
隨をるふいたる殊に源平二氏の如きは皆 帝室
の胄にして名望殊に貴く源經基純友は先ち平貞盛
將門を亡ぼしてより其子弟競ひて武を勵まし艱難
を避けし早苦を憚らば源氏に満仲頼光頼信等あ

り平氏に維茂良文直方等あり皆家の子郎黨を養
ふ事最も多く相繼て賊を征し反を討し常し身を以
て士卒の先をなし恩威並ひ行はしはさしも慄
慄なる武夫とも皆これに懐き服して其用をなさ
る者なしさきに近畿に盜賊あり邊境に反賊ある毎
に便にまかせて源平二氏に其征討を委ぬこれによ
りて二氏の威望益盛にして自然に武士の棟梁たる
姿をみ就中源頼義義家與州の叛賊を討する前九
年後三年の役の如き風は掃り雨は浴し粉骨碎身遂
に強賊を斃し邊境を清めたり然るに播磨の唯風月
に身を寄せて征役の艱苦を思はし其功を奏して賞
を請ふも遂に決せしあるは名つけて私闘となし

て其官符を停む賴義、義家等已む事を得ずして私恩を施して其怨望を防ぐに至る是を以て其征戰に従ひたる住人武士の屬唯源氏の恩を知りてこれを仰く事主君の如く其指揮ふよれ水火ふも赴くへき勢なり然るふ此頃大臣大将等の高官ふ登るゝ格例を立て門地を限り賴義、義家の如き大勲あるも正四位下ふ止る公卿また武士としてこそを賤め嫁娶は通せざるに至る然れとも變故あるふ遭へて其力辨せる事能はざるを以て一切これを武士ふ委し兵馬の權漸く其手ふ落つ

鳥羽天皇の時屢 教を下して諸國の武士の源平二氏ふ屬まるを禁し給ひしるとも舊制既ふ亂き諸

官其職を失ひ勢此ふいたりしをはまた挽回せる事能はばして兵權遂ふ武士ふ歸し源氏の權勢最も盛なり其北平氏の威力は源氏ふ及らざりしる平の正盛源義親を誅し功を以て但馬守ふ任せられ其子弟皆衛府官ふ任せらる其子忠盛

鳥羽上皇の寵を蒙り内昇殿を聽さるゝふ至りて平氏遂ふ源氏と肩をあはらふる事を得たり忠盛豊明の節會ふ家臣家貞護衛す

鳥羽上皇きかせ給ひて兵士難ふ赴くゝ其常なり深く罪するふ足らずと 宣はるゝ如きは恩寵ふ出つといへとも抑また武士の偏強ふよるなり源義光藤原顯季と莊園を争ふふ至りて

白河法皇明らるる其曲直を知らせ給ふといへども
顯季不諭してこれを義光不譲らしめ給ふなと最も
其慄悍の勢を見る不足る保元の亂不高松殿不平
清盛源義朝源賴政等を召され白河殿不源爲義父
子及ひ平忠正を召さる源平二氏の兵力不あらされ
の事を成す事能はされなり平治の亂不藤原信
賴源義朝を引て以て授となは亦清盛のあらざる時
を宛ひて反旗を掲けたり此時不當りて源平二氏の
他の兵力あらざる者の如し保元平治の亂不源家悉
く亡ひ兵權全く平氏不歸し清盛太政大臣不陞り大
臣大将の重職不任するは悉く其一家の者不あらさ
る事なく相家手を歛む清盛暴虐滋長する不及ひて

令 旨

院宜を奉して討伐を謀る者賴政、義仲、行家の如き皆
源氏の裔ならずざるはなし賴朝其宗家なるを以て坂
東の豪傑争ひ起りてこれを助くこれ皆前九年後三
年の役不賴義、義家不屬して源氏を仰く事主君の如
くなりし住人、武士の後胤なり賴朝の弟義經、敢勇の
資を以て此徒を率ゐて敵不臨むる故不向ふ所前な
く遂不平氏を西海不殲む事を得たり
右第二段大化元年より文治二年まで五百四十一年
の間の形勢なり令の制定まりて後の古代の如く
天皇御躬あら軍隊を率ゐさせ給ふ事あらされども
兵部卿の常不 親王の帯させ給ふ職となり征討

の將帥は在廷の大臣の命せらるゝ所なりし故に兵
權は常にお上にお在りて政權もまた移らざりし漸く
太平にお粗れ廷臣武を後におするお及びいつとなく兵
權源平二氏に歸し保元以後にお至りて元源平二氏私
にお天下を争ふ者の如くなりぬ亦以て兵馬の權の存
する所の大權の歸する所なる状見るへし

世の亂と共に政治の大權も亦其手にお落ち

源賴朝既し平氏を亡し幕府を鎌倉にお開らきて諸將
を統轄す

後白河法皇源義經の功を賞し頗るこれを寵し左衛
門尉となし檢非違使の判官を兼ねしぬ昇殿を聽し
給ふ五位尉におして昇殿を聽さるゝの例あらざる所

なり又邸を堀川にお賜ふ賴朝聞てこれ状候む遂し兄
弟不和となる義經の京師を出るお及びして賴朝は
法皇の行家、義經にお己を討討せる
院宣を賜はりしを怨み奉ると稱し義經を捕へん事
を請ひ又奏して曰く行家、義經輒すく搜捕し雖し若
し聞お隨ひ兵を發せし郡國虚耗し其費不資おらん
諸國にお守護を置き莊園にお地頭を置き所在し擒獲せ
し勞せずしておのつるら定まらん其兵糧の如きは
五畿、山陰、山陽、南海、西海の二十六國公田私邑を論せ
し段別にお米五升を出さしめてこれし充てんと又己
は六十六國總追捕使となり總地頭たらん事狀請ふ
法皇御心にお己を難しとし給ひしると公卿皆賴朝

を憚りりいかの遂ふこれを聽るし給ふ頼朝其家人
功臣を以て諸國の追捕使、守護、地頭、充て己れの鎌
倉に居てこれを總括しければ兵馬の權全く鎌倉に
歸し天下の大勢是より一變を頼朝また政所、問注所
等を置き當時の吏務も通曉する者大江廣元、三善康
信おとび延きて號令を出し賞罰を行ひ訴訟を聽る
しむこれより國司も領家も守護、地頭も罷せられて
能く爲を事なく政治の權もまた漸く武家も歸した
り建久三年源頼朝を以て征夷大將軍となす征夷の
號に
桓武天皇の時お始まり臨時に置るゝ職にて専ら
東夷征討の將軍お賜はる號なるる此時より常置の

官となり 朝廷お代りて天下の政治を掌る號の
如くおなりたり

凡七百年の間武家の政治といなりぬ

源氏の三世おして其統絶はければ其外戚北條義時
攝政藤原道家の子頼經を請ひて鎌倉の主となし征
夷大將軍お任せらる義時はこれの後見となり執權と
稱し文武の政を執る承久三年義時の兵闕を犯し逆
を遂くして後北條氏の親戚二人を鎮將となし六波
羅の南北お置き以て京師を護らしむ兩六波羅と號
を義時の子泰時、泰時の孫時頼皆躬勤儉を務め政を
爲す事公平なり泰時三善康連と識し式目五十條を
立つ又長門筑紫お探頭を置き亦同族を以てこれお

任す此の如くせしるは北條氏陪臣を以て國命を執
 る事七世の久しきに及ぶ其間 親王を請ひ奉り
 て鎌倉の主と仰き征夷大將軍ふ任し給ふと雖も徒
 一虚號のみふて全權の常ふ執權北條氏これを握り
 源氏の遺臣皆これに仰く事君主の如く一ふ其號令
 を奉じたり然るに守護地頭の頼朝の時より軍功の
 賞としてこれを授けたるものおれに自然ふ世襲の
 姿をなす大名高家小名黨の輩と諸國ふ土著し封建
 の勢をなす諸國勢力ある者に皆此屬ふあらざるに
 なきふ至る

右第三段文治二年より元弘三年迄百四十八年間の
 大勢なり此間ふ於ては源平二氏の争ひたる兵力全

く源氏ふ歸し源氏統を絶すれとも其臣北條氏代り
 て兵權を握るまた兵權の存する所政治の大權こそ
 ふ從ふを見るへし

初め頼朝六十六國總追捕使たらん事を請ふ
 朝廷これを聽く事を欲し給ひさりとるとも其威力
 を憚かりて姑く許し給ひしなれに固より 朝家
 の其弊を待たせ給へる事勿論なりされに
 後鳥羽天皇もつとも武を好ませ給ひ 御躬ら刀
 劍を鍛ち給ふこれより先き北面の武士といふもの
 あり此時更ふ西面の武士を置るれ騎射ふ長し材力
 絶倫なる者を選ひてこれに任し給ふ源氏統絶して
 北條義時兵權を執り 朝旨ふ忤る事あり

天皇これを討伐し王業を恢復せんことを圖り給ふ
時小大幾も通し名分を明しをる者之しく徴ふ赴く
者幾も六萬人も過ぎは官軍利を失ひ 御志成ら
は

後醍醐天皇御位も即き給ふも及ひて 御意を鏡
として政を修め給ふ此時鎌倉の執權北條高時昏愚
驕奢人心服せは

天皇因てこれを誅滅し給ふ時小元弘三年なり翌年
建武と改元あり故に世もこれを建武の中興といふ
天皇の此大業を成し給ふも當り力を竭してこれを
贊する者新田、楠、土居、得能、赤松、兒島、名和、菊池、足助、櫻
山等の諸氏皆大名、小名、住人等より出づ北條氏亡ふ

るも及ひて制度を變し古も復せんとも武士等多く
はこれを悦ぶも足利尊氏反するも及ひて此屬梳ね
これも歸す建武中興の兵制大抵 親王を以て諸
道の元帥も任し公卿武士これを輔佐す始めて尊氏
を討するもは 尊良親王を以て元帥とあり新田
義貞をしてこれを輔けしむ其與羽を鎮するもは
義良親王を以て陸奥太守となし北畠顯家を大分と
し鎮守府大將軍と兼てこれを輔けしむ新田義貞の
北國も赴くもは 皇太子と 尊良親王と伏奉
しまつる西國を鎮するもは 懐良親王を以て征
西大將軍となし給ふ菊池武敏、武光等奉して以て九
國を經略したり公卿もして軍務も從事したるも千

種忠顯坊門清忠、北畠親房、顯家、顯信、顯能、父子四條隆資等あり忠顯、清忠等の如きは大抵鷹爪の爪牙なきる如く兵機ふ通せずして大事を謀る事少からば獨り北畠親房、顯家、父子其勲、武士の上ふ出づ吉野の朝ふ仕ふる者ハ公卿も武士も其才略ころ異同もあれ皆其義氣凛然として精忠日月と光りを争ふものあり然れども當時の武士利ふ擱ひ義を忘るゝもの相聚りて尊氏を輔け或ハ前後歸順する者なきふあらされども大義名分を知りて然るふあらば唯一時の忿怒より尊氏ふ背く徒なきハ來去常なく中興の業を輔くるふ足らば

右第四段建武元年より元中九年まで五十九年中興の業の成らざりしハ兵力ある巨族多かり

朝家

の用をなきハりし由る

足利尊氏既ふ反して自から征夷大將軍と稱せといへども反人を以て羣下を率ゐ難しこれ當時の武士等利ふ迷ひて大義名分地ふ墜ちたる如しといへども本邦の民心

天潢を忘るゝ事をけれ

光明院を擁立し奉り以て幕府を京師よりひらきたり元中九年南北和成りて

後龜山天皇ハ

神器を

後小松天皇ふ傳へまゝりとも兵馬の權ハ全く足

利義滿不在り然るに元來足利氏の順を犯し理不逆
ひて此に至りし故其一族功臣の數多の國郡を分ち
與へざる事を得ず即ち其名の頼朝の舊よりて初
の守護地頭と稱し、而とも其實の儼然たる有土の
君なり斯波、細川、仁木、畠山、山名、一色の如き一族を
り赤松、少貳、京極、六角、上杉の如き功臣名族なり皆
大國を擁し兵衆を養ふ山名氏の如き一時其領を
る所天下の六分の一を占むるに至り足利氏の兵
を用ふるの事ある毎に此巨族某々命して征伐を
行はしむ一定の兵制あるにあらず且其主將自ら兵
馬を統へて軍陣に臨みしに義滿の山名清氏、大内義
弘を伐ちたる役も止まる其後またこれある事をさ

るに義滿の時官制を定め斯波、細川、畠山の三氏を以
て三管領となし代るく執事たりしむ山名、一色、京
極、赤松の四氏を以て四職となし代るく侍所の別
當たらしむ此諸家各數國を并せ領し勢頗る強大な
り尊氏又其幼子基氏を鎌倉に居らしめ坂東八國を
管領せしむ其子孫に至りて自るに公方と稱し其軍
上杉、二流を管領と稱し夫は足利氏の諸將の國富み
兵足り且其兵も定制なし故を以て動もすれに兵を
擧げて君父を抗し世として叛亂あらざるにあらず應
仁元年細川勝元、山名持豊と京師に戦ひしよて天下
大亂る是より後嚮き守護地頭、大名、小名の屬其
郷土に割據し兵馬を養ひ大に小を併せ強弱を變

さて合戦已む時な一、大率に其主意封土を廣め權勢を争ふに在りて、勤王の義舉を圖る者あらば、足利將軍の威權も地に落ちて、強臣も制せられ、果に斯波、畠山、細川等の巨族もまた臣下も擅ふせられ、海内統一する所なし、坂東もまた基氏の子孫、兩上杉氏と相戦ふ、四國九州もまた諸豪族の割據する所となりたり。右第五段、明應三年より元龜三年まで、百八十一年の間、足利氏兵權政權を執りし時の形勢なり。足利氏の兵力は分せて諸豪族も散在するを以て、權勢もまた分れ、叛亂も始まり、分割も終りたり。足利氏の末も當りて、細川氏の臣三好の族、京畿の政を擅ふに、近江も、淺井、佐々木、六角あり、伊勢も、北

畠あり、美濃も、齊藤あり、信濃も、木曾、小笠原、村上の諸氏、甲斐も、武田、尾張も、織田、參河も、徳川、駿遠も、今川あり、坂東八州も、基氏の裔、兩上杉、北條、里見、那須、佐竹の屬、長尾氏とこれを争ふ。越前も、朝倉能登も、畠山、越後も、長尾、奥羽も、最上、伊達、蘆名、南部の諸氏、若狹も、武田、山陰、山陽二道も、浮田、山名、尾子、大内、毛利の諸氏、四國も、一條、長曾、我部、九州も、少貳、大内、龍造寺、伊東、島津の諸氏あり。織田氏も、と斯波氏の老なるを、遂に尾張半國を領す。信長の時、至りて、勢頗る強盛。永祿三年、信長、今川義元を桶狭間破りて、これを斬る。是より名天下、聞ゆ。此時、京師大亂の餘、官制類、散一、供御の邑盡く、武

人の占むる所とある五年
 正親町天皇竊ふ立入宗繼といふ者をして信長ふ賜
 ふ御用の香合を以て一撥亂を圖らしめ給ふ信長
 こまより西上を謀る次て美濃を并せ十年
 天皇また宗繼をして信長ふ 詔を下し且戰袍を
 賜ふたまへく大將軍足利義昭もまた來り依り恢復
 を圖る六角氏命を拒む撃てこれを破り義昭と京師
 ふ朝を三好の黨皆逃るこれより近畿大ふ安し天正
 元年足利義昭兵を起し信長を撃つ信長これを宇治
 ふ破る是ふ於て織田氏遂ふ足利氏ふ代る信長既ふ
 近畿を平らけ 内裏を造營し 供御の料を定
 め又奏して伊勢の

神宮を改造も其四方を討もる皆 詔旨を奉して
 以てこれを行ふ是を以て北の淺井、朝倉を滅し東の
 武田を倒し西の浮田を降もふ數年を出て天正五
 年信長を從二位ふ叙し右大臣ふ任も信長位公卿の
 間ふ班して手ふ兵馬の全權を握り四方ふ號令を其
 獲る所の國郡を其將校ふ領つ等足利氏の舊の如し
 此時兵權武門ふ歸してより四百年天下の耳目これ
 を怪しまた信長もまた 天朝の崇奉をへきを知
 ると雖とも己き文武の政を掌りて疑ふ所ありし
 なり中朝以來延暦寺の僧徒兵甲を蓄へ鬪争を事と
 し凶頑無賴年を経たり
 白河天皇をりこれを鴨川の水ふ化し給ふふ至る賴

朝尊氏もまたこれを不問置けり信長其
教を奉る軍小梗を以て怒り圓みてこれを熾く足利氏
の末小草野不逞の徒一向宗を助くと稱し所在亂を
作す信長またこれを平らく信長の兵制に其將校小
那也を與へ自ら士卒を養ひて編成して軍となし
其親軍の器を撰ひて偏裨とありこを率ゐり己
をこれに總ふ晩年小至りて其宿將をして方面小當
らむ羽柴秀吉藤原小在り柴田勝家越前小在り瀧
川一益甲斐小在り丹羽長秀紀伊小在り天正十年信
長及び世子信忠其將明智光秀小弑せらる秀吉長秀
等信長の庶子信孝を奉りて光秀と山崎小戦てこれ
を破り光秀を獲てこれを誅し信忠の子秀信の長を

るを待ちてこれを主帥とせんと約を二叔信雄信孝
諸將と織田氏の管を國郡を分ち監を既にして信
孝勝家等信雄秀吉を除るん事を謀りて竟たは信孝
等敗死し秀吉の勢漸く盛なり南伐西攻皆其指揮小
出つ十三年秀吉小豊臣朝臣の姓を賜ひ關白小任す
是ふ於て文武の政盡く其決を所小歸す秀吉天下
を平治せんと欲する意甚た急あるを以て降る者小
其封土を削らる或は復れて降るも其祀を絶たす盡
く滅し穢を小至るに甚た稀なり又其獲る所の國郡
の功ある者小領ち與ふる事親疎新舊の別なく毛利
氏の十三州を領し徳川氏の八州を領する如き其
最も大なる者あり是を以て西に山陽山陰四國九州

と平け東の東山、東海、北陸、三道と從へ數百年間の亂
離始めて治まり四海統一ふ歸を秀吉また信長の遺
志と繼ぎ

皇室と崇奉し大名小名と率ゐて事へまつる天正十
六年

後陽成天皇秀吉の邸ふ 行幸ならせ給ふ秀吉大
名小名と率ゐて 御前ふ誓ふ是ふ於て天下また
皇室の尊きと仰く然れとも兵權政權ともふ全く其
手ふあり秀吉其親臣五人と以て五奉行となし政令
と奉行せしむ豊臣氏の兵制亦概ね織田氏ふ倣ふ其
征伐大名小名として其手兵と以て屬せしむ其采地
の大小と以て兵賦多寡あり親兵の親臣數人と以て

隊長とを後定めて七隊となす又母衣騎將、卒將あり
慶長三年秀吉薨を徳川家康、前田利家、毛利輝元、浮田
秀家、上杉景勝の五人遺命と受けて大事と決むこれ
を五大老といふ小事の奉行の掌る所となす其後奉
行三成等家康と害としてこれを除るん事と謀る家
康三成と關原の原ふ戰てこれを破る三成等と獲てこ
れを殺むこれより大權徳川氏ふ歸したり
右第六段天正元年より慶長七年まで織田豊臣兩氏
大臣を以て上將の事を行ふ時及び其薨後遺臣或は
元老の協和政を行ふ時を併せて三十年なり
慶長八年徳川家康を以て征夷大將軍ふ任す家康幕
府を江戸ふ開らき上將を以て大政を掌る是より於て

其子弟宿臣を封して先世以来の大名小名を交へ其大なる者を國主とし小なる者を城主とを或は城と稱せず陣屋と稱する者あり其領地の大小収獲の多少よりて兵賦を定め妻孥を江戸に置き時を定めて代るく國に就き其藩政を聽き及び江戸に觀せしむ其制全く封建にして漢土春秋の諸侯の如し其宿臣舊將の家を譜代と稱し先世の封に係る者を外様といふ其采地の収獲萬石以上なる者の外様譜代を論せず皆諸大夫以上の爵を朝廷に受く然も封土の與奪増削は皆徳川氏の手に出たり其親兵の制は騎士數隊各偏將を立てこれを率ゐるゝめ又先手持組は弓銃卒、鎗組は鎗兵、皆頭奉行あり旗奉

行の旗章を掌る譜代の臣采邑萬石に滿たざるもの皆江戸に居らしめ旗下と稱し家康初め武田氏と兵を連らぬ故に其軍備多く賄信の法を取りたり世の様に移り換りて斯なれるは人力もて挽回をへきよあらむといひひなるは且に我國體に戻り且に我宗祖の御制に背き奉り淺間一き次第ありき

前にも記する如く兵馬の權源平二氏に歸し賴朝に及びて政治の權さへ其手に落つるに到りしは後鳥羽天皇一たび恢復を圖りまして成らば後醍醐天皇に至りて其功成るといへども叛臣再び起りて南風競はる後村上天皇の御代に准大臣北畠親房神皇正統記

著りし順逆の理大義名分を天下に伸へんと其後
叛亂相繼ぎ文學地は隆ち忠邪曲直順逆を其間
講をる者なきふあらされども多くの末節は止り名
義重んじ義を尚とひ一身を顧みざるを職國の習
て往々其人あれども其忠といひ義といふ者の直ち
ふ事ふる主は盡まのみふ止り勤王の大義は暗ら
りりけり徳川家康治をなすふ及びて大に文教を興
しけれは世の太平ふおもむくは從ひ文學次第は行
ゆる就中權中納言徳川光國の如き最も心を文學に
留め大日本史をあらはたりこれより草莽の士
天朝の尊を仰るる者なり後高山正之、蒲生秀實等
出て

王室の式微を嘆き大舍人助嚴垣松苗國史略を著り
し頼衰日本外史、日本政記をあらはし諸生大義名分
に通曉をる者多し然れども勢こゝに至るもの固
より一朝一夕の故ふあらされは急ふ
天皇御躬つらら軍隊は御統率ましまを御制は優す
る事能はる志士仁人心ならは數多の年月は經ふけ
る事何ともいへん方なり
降りて弘化嘉永の比より徳川の幕府其政衰へ剩外
國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢は迫りけ
れは

文治以来兵馬の權武家は歸し
天皇御親率の御國體ふえ辰としかとも古来の尚武

の遺風いまた地ふ落ちき弘安年中元虜の西海ふ
冠せし時も武士とも力尽してこれを破り
御國威を海外ふ冠したり足利氏の世となり天下大
ふ亂れ邊氓の無賴なる者明の邊海を攪亂したるも
明軍頗るこれを防くふ困しみたる事彼國の書ふ見
はたり無賴の邊氓をら倔強なる事此の如し豊臣秀
吉天下を平定して後軍を朝鮮ふ用ひし時明の大軍
これを接す我兵寡を以て衆ふ敵し職ふ毎ふ大よこ
れを破る明の猛將皆辟易を故ふ秀吉既ふ斃するふ
及ひて能く軍を全くして歸る事を得たりこれ皆本
邦尚武の餘績といふへし
徳川氏喪亂の後を承け凋衰の民を憂へ治を求むる

事太急ふして武を偃せ文を修め大名小名をして太
平を樂ましむこれふよりて天下靜謐ふ歸し叛亂の
事なく干戈を覆ふる事殆と三百年其間將軍家光
將軍吉宗老臣松平定信の如きありて節儉質素を尚
りしめ衆士を鼓舞すといへとも人心自然ふ侈奢ふ
流れ華美ふ移り武備なきふあらは演武の法存せさ
るふあらはと雖とも徒ふ其形を存して全く其精神
を失ふ者の如しこれふ加ふるに徳川氏の初天主教
を禁し寛永中天草の亂ありより痛く外國の往來
を禁し大船を作る事を抑へ唯清國と和蘭との高船
の長崎ふ來りて貿易する事を許すのみこれふより
て外國の形勢を知るよ由なく文化四年露西亞人「エ

トロフ不寇一戊卒を捕ふ一壑を焼き器物を掠めて
 去る幕府與羽の諸藩に命じてこれに備へ一む五年
 英船長崎に入り民家を剽掠すこれより遠識ある士
 防海の備嚴にせまらるるへらさるを知る仙臺
 の人林子平海國兵談をあらわし守禦の策を論を幕
 府また砲墩を相摸伊豆安房上總に起す然れとも其
 講する所の兵學を徒ふ元龜天正の舊軌を墨守する
 不止まりたまへ新意を出す者も賢事不速きを以
 て耳食の論に陷る事少なるらば西洋諸國の兵制日
 々一新らたなるる如きの夢想も到らざる所なり西
 曆を我に對照せられ元龜元年の彼紀元千五百七十
 年不當り天正元年の千五百七十三年に當る其比彼

地を宗教改革の亂あり以太利佛蘭西西班牙等
 の舊教を奉一健馬英吉利和蘭等の新教を奉一獨逸
 の新舊相交りる各國其奉する所の宗教の爲に連年
 兵戎交ふこれより先き羅馬法王私に世界の軍と號
 一西班牙葡萄牙の能く其教旨を奉るを好み一恣に
 西班牙の歐羅巴以西の各國を與へ葡萄牙人の
 歐羅巴以東の地を與ふと稱す是を以て此兩國船を
 東西に出して新地を覓むる事を務むこれより
 西班牙の多く南北亞米利加の海濱島嶼を取り葡萄
 牙人の亞非利加の西岸の地を蠶食一又亞細亞の南
 島を略一南洋に出没を葡萄牙人の島鏡を種子島に
 傳ふるに其比不あり後天正年間に至りて葡國の宣

教師来りて天主教を本邦に傳播せんとす信長初め
願ふこれを信す後漸く其害を覺る英人の羅馬法王
坤輿の地を恣ふ班葡兩國に與る理ありとおもひ班
人と相等ありし遂に班王無敵艦隊と稱する夥多の
艦隊を以て英を襲ひ大に英人を破りたるに天正
十六年ありこれより西班牙、葡萄牙、暹馬の三國兵力
漸く衰へ英、佛、和蘭等漸く盛なり海軍航海の業に至
りては英、蘭兩國最とも長する所なりこれよりて
嚮きふ班、葡兩國の取りたる海外の屬地殖民地と稱
する者多くの二國の有となる故に元和の比本邦に
来る者の英船と蘭船となり露西亞にもと野蠻の國
にして歐羅巴諸國皆これを夷狄の如くと思ひ文明

國の中に加へざりしる元祿元年伯徳兒の其國に君
たるに及びて大に文武の制度を改革し頗る強國と
なる伯徳兒初め國に兵艦なきを歎き微服して和蘭
に至り自ら刀鋸を取りて造船の法を學び大船を造
りてこれを其本國に送ること、ふ於て露國始めて海
軍あり後瑞典と白海に戦て大にこれを破り寶永六
年再び瑞典を破る後又土耳其格に克つことより國勢
日々に強く其版圖止百里亞地方に達し天下無比の
大國となりたり北亞米利加の中部に初め英國の屬
地なりしに安永五年獨立して米國聯邦と稱す衆華
盛頓を推して大統領とす後漸く大國となり其西
境太平洋に達す寛政の初佛國大に亂れ黨を立て相

戦ふ歐洲各國兵を擧げて其亂を討きこれを佛國革命の亂といふ今破倫勃今巴爾的といふ者あり微賤より起り佛の將となり屢他國の軍を破る享和三年帝を佛ふ稱を壞地利普魯西の諸國皆和を佛ふ請ふ遂ふ西班和蘭以太利を併せ其兄弟を討して王とす此時ふ當りて歐洲諸國佛の兵を被らざるを獨り英ハ海峡を隔つる島洲ふして其海軍甚強く且水師亞提督「子ルツン」力を盡して其國を護るる故ふ其侵掠を免るる文化九年今破倫六十萬の大軍を率ゐて露西亞を撃ち長驅して其都莫斯科ふ入る露人これを自焼し兵を出して急ふ佛軍を襲ふ今破倫大ふ敗れて歸る是ふ於て諸國盡く背き會盟して佛を

撃ち文化十一年今破倫を厄襪島ふ放つ翌年今破倫竊るふ島を出て佛國ふ歸る宿臣舊將雲集し采りて忽ち大軍と得即ち其都ふ入り又兵を率ゐて白耳時ふ入る英軍普軍獨乙諸國の兵とこれを防く大「ツツ」トルロー」ふ戦ひてこれを破り追て佛都ふ至る今破倫奔り出つ遂ふ英人ふ降る英人これを大西洋の孤島三尼那セントヘレナふ流を是ふ於て各國會盟して侵地恢復し佛國の版圖舊ふ依る佛國革命の亂ふ歐洲諸國の兵制大ふ變し火技益精ふかもむく兵船の數また次第に堅牢ふ就き運轉彌便なり天保十一年清英釁を生き英師清ふ入り定海廣東等を取る十二年澳門を犯し廣東ふ入る十三年江南ふ入る清人遂し和を請

ふ英人迫りて貿易の港を救所ふ開るゝむこれより
先き蒸氣船の發明あり歐洲諸國漸くこれを用ひ海
上を航行せる事彌便ふ出沒自在なりしは東洋の
諸國是ふ於て始めて多事あり弘化二年米國聯邦の
軍艦二艘颶風ふ遭ひて漂流したりと稱し浦賀ふ入
り薪水を求め且通商せん事を請ふ幕府薪水食料を
給し通商を拒む嘉永二年英船浦賀ふ入る六年聯邦
の艦隊指揮使彼理其大統領の書翰を齎し軍艦四艘
を率ゐ來りて浦賀ふ入り書を幕府に呈して報を求
め神奈川に泊る幕府諸大名ふ命して武藏安房上總
下總伊豆相摸の沿海を守らしむ明年これふ答ふへ
いと約を米艦乃ち去る是歲露國の艦隊もまた長崎

ふ來り國書を呈せまた通商を求むるあり幕府砲臺
を品川ふ築く安政元年聯邦の軍艦又至る是歲蘭英
二國また各國書を幕府ふ贈り求むる所あり九月露
國の軍艦大坂灣ふ入り轉じて南海を巡り下田ふ入
り答書を求むこれより先き露土兩國相善ありを露
將兵を率ゐて土耳其を侵る英佛兩國兵を出して土
耳其を援し黒海ふ入り哥里密亞を攻む又英佛の別
軍「クローンスタット」を攻む是歲哥里密亞濱に明年露
人和を求む乃ち侵地を土耳其ふ歸し黒海ふ濱を
る城壘を毀ちたり三年清國再ひ英と釐と開らく四
年英人清と撃ちて廣東と蹂躪を此項聯邦人巴利斯
といふ者渡來を幕府の老ふ就きて極めて開國の便

と説き據鎖の終ふ爲を事能はさると論を和蘭人も
また幕府に上言する所あり幕府これと聽るんと欲
して朝裁と請ふ此時ふ當りて諸藩奇傑の士草莽有
志の徒と王室の中興と謀り或は據夷の説を唱
へ平昔と甘し艱難と忍ひ東西ふ奔馳を五年幕府遂
ふ米、英、蘭、佛、露の五國と條約と結ふ此時變故ふ通
事務と曉る士の多く攘斥せられ苟且偷安の徒識量
偏狹の輩と相軋轢して相容れさりしはまさきに國
亂に及らんとき

朕の皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟と惱
給ひ一おと忝くも又惶けれ

仁孝天皇の文化十四年御即位まゝくして弘化三

年に崩し給ふ御即位の翌年英船浦賀ふ入る清英の
戦闘また御宇の間に在り

孝明天皇の弘化四年御即位まゝくして慶應二年
ふ崩し給ふ外國の事起りてよりいたく國體と汚さ
んことと憂へさせ給ひまゝく幕府ふ教して
彼の侮を受ること勿らまめ給へとも幕府奉るこ
と能はば彼の云まゝに従はんときせいかえ畏くも朕
御と絶たせ給ひ

大神宮えしめ諸神ふ使とたて、禱らせ給ひ
祖宗ふ御言葉なして御位をも遜せさせ給はん
とありしと大臣等の勸め申ふより水戸以下の諸大名
ふ教して幕府と協補し外侮と禦るしめ給ひ

然るも水戸ふても畿論起りて其 救との奉を
こと能ひはしてそ止みふける所くもる内藤府の政
刑日ふ素き紀綱振ひは英人軍艦と率めて鹿兒島の
海ふ入り薩藩の兵士これと戦ひ或ひは英佛米蘭の
軍艦下の關を砲撃する等皆

天皇の御宇ふ在りければ勿體おくも痛く 宸襟
と惱まし給ひあはらくも 版應と安んし給ふ時
なかりし掛巻も畏しこき事なり

然るも朕効くして天津日嗣と受けし初征夷大將軍
其政權を返上し大名小名其版籍と奉還し年と經す
して海内一統の世とあり古の制度ふ復しぬ
今上御踐祚の歲征夷大將軍徳川慶喜大政を返上し

てより數年おらして大名小名版籍奉還と請ふ是
ふ於て國と以て藩となり國主城主等と以て知藩事
となを以て藩を廢して府縣と置られ郡縣の制ふ復
を源賴朝文治二年ふ六十六國總追捕使となりてよ
り慶應三年ふ至るまで兵馬の權武家の掌る所とな
る事六百八十一年ふしてまた 王政ふ復し御國
體明らるふ

祖宗の御制の如くあり四海一ふ歸し天日曇らる世
ふあり雖も事兆民舉て歡喜する時となりぬ

是文武の忠臣良弼ありて朕と輔翼せる功績あり

徳川慶喜の大政を返上する時總裁、議定、參與の三職
を置られ賢材を撰ひてこれふ任し政務を奉行せし

め又諸藩ふ命して人才を貢せしめ給ふ是より於て文武の諸官各其職に適ひ夙夜懈らざる忠を盡し過を補ひ以て交職を助け上

一人ふ事まつりたり實ふ
聖主富岳東海の聖徳能く賢ふ任し能を使ひ給ふ
因るといへとも其功を一向忠良ふ歸し給ふ
朕慮の厚き感泣ふ堪へ

歴世祖宗の尊蒼生と憐み給ひし御遺澤ありといへとも併我臣民の其心ふ順逆の理を辨へ大義の重きを知るる故ふあをあれ

世々の天皇の民人を愛憐ましませ爲ふ
聖慮を盡し給ひし事の初ふも其概略を述べたるる後世深

宮ふ養われ給ひ公卿縉紳耆靡の風ふ流きたる比ふ至りても猶寒夜ふ御衣を脱るせ給ひて下民の寒さいるふと勿體あくも
玉體ふ裁み給ふなとのためし少からば漢土の史ふ漢文帝の仁愛を稱なる事のやうふ記せり

元明天皇

元正天皇の御紀をよ拜讀せられたる漢文紀のめつらるるす頼衰も本邦の史の冊々漢文紀の如しといへり凡る人他人の患状受け其恩に報ゆる時を得すて其人死したらんふ其子ふ報いんと思ひ其子よりまた患を受け報ゆる時をあらんふ己の子孫ふ言傳へて其人の子孫ふ報いんと思ふ人情の自然

ふして郷黨閭閻の間ふもかゝる事のあるものあり
ざるをまして
歴世の天子の至仁至惠絶ゆる事なく蒼生あるを
を以て蒼生誰か此 天恩を忘れまつるをきこ
れ我大御國の姿ふして古より王者一姓天潢分かれ
もとして外人も羨みまつる實をりされ頼朝の専恣
ふして王土を據み王民を役するに至るも聊も名を
竊み奉る事を得る北條氏の凶虐なるも 皇子を
申し下して鎌倉の主となさゝる事を得る足利尊氏
の明るふ反臣なれとも
北朝を立て、其迹を暗まし隠かふ人心を離く等世
既ふ澆季ふして大義名分地ふ墜ちたる如き時とい

へとも猶此の如くなるに
祖宗の御遺澤の臣民の心ふ入る事深き故ふあらを
や徳川氏太平を致さふ及びて文學盛ふ興り國書を
講する者の益
祖宗の至仁至惠を詳ふし漢文を繕く者の春秋の大
義ふ通し
世々の天皇の
祖宗の御徳を御繼述あらせらるれに九重の内ふま
しままも四表ふ光り順逆の理大義の重き辨せし
て明かなりされし事の此ふ及ふに固より
祖宗累世の御徳ふよるものなれとも臣民の心ふ順
逆の理を辨へ大義の重きを知りとして 厥感あ

らせらるゝ、教旨と伺ひまつきえ臣民たる者孰れか感泣せざるものあらん

されい此時ふ於て兵制を更め我國の光を耀さんと
思ひ此十五年の程ふ陸海軍の制をい今の様よ建定
めぬ

明治の始ふ軍務官を置られ兵馬の政を行はせらる
大名小名各其養ふ所の兵と以て衛士の職を取り征
討の任ふ充つ 熾仁親王 嘉彰親王を以てこ
れる元帥となし 兩親王相繼て兵部卿に任せら
れ給ふ海軍の島津、毛利、鍋島、山内等の巨藩其有る
所の船舶と以て王事ふ供を既ふして徳川慶喜軍艦
四艘を獻まこきを以て四方ふ不庭と討し久じから

を以て叛亂平治せり明治五年兵部省と分ちて陸軍
海軍兩省となさる是歳徵兵令の 教諭ありこれ
より全國の民人族屬を分たは年齢ふ從ひ兵丁たる
應き古代の制ふ役も水兵の海軍省より徵募の布告
以發し志願の者を取るといふ規則亦是歳ふ布達せ
らる
近衛の初め御親兵と稱をまた明治五年ふ近衛兵と
改めらき八年其編成法及び兵額を定むる令あり又
各所ふ鎮臺を置かれて全國を護衛せる制定まる古
時の衛府、馬寮、防人、軍團と異なる如しといへとも
理義の則ち一なり

夫兵馬の大權の朕の統ふる所なれい其司々をを

らせらるゝ 教旨と伺ひまつき臣民たる者孰
れか感泣せざるものあらん

されハ此時ハ於て兵制を更め我國の光を耀さんと
思ひ此十五年の程ハ陸海軍の制をハ今の様ニ建定
めぬ

明治の始ハ軍務官を置られ兵馬の政を行はせらる
大名小名各其養ふ所の兵と以て衛士の職を取り征
討の任ハ充つ 熾仁親王 嘉彰親王を以てこ
れる元帥となし 兩親王相繼て兵部卿ニ任せら
れ給ふ海軍ハ島津、毛利、鍋島、山内等の巨藩其有る
所の船舶と以て王事ハ供を既ハして徳川慶喜軍艦
四艘を獻まこきを以て四方ハ不庭と討し久しから

まして叛亂平治せり明治五年兵部省と分ちて陸軍
海軍兩省となさる是歳徴兵令の 教諭ありこれ
より全國の民人族屬を分たは年齢ハ從ひ兵丁たる
應き古代の制ハ徵を水兵ハ海軍省より徵募の布告
以發し志願の者を取るといふ規則亦是歳ハ布達せ
らる
近衛ハ初め御親兵と稱をまた明治五年ハ近衛兵と
改めらき八年其編成法及ひ兵額を定むる令あり又
各所ハ鎮臺を置かれて全國を護衛する制定まる古
時の衛府、馬寮、防人、軍團と異なる如しといへとも
理義ハ則ち一なり

夫兵馬の大權ハ朕ハ統ふる所なれハ其司々をあそ

臣下ふの任すなれ其大綱の朕親ら之を攬り肯て臣下ふ委ぬへきものふありき

明治の更始の實ふ千載の一時ふして前ふ記をるる如く御國體ふ遊ひ

祖宗の御制ふ復しぬきを

聖上御親ら

皇祖の御跡を聿へこれふ従ひ給ひ軍隊を御統率ましく蒼生の害を披ひ國家を御保護あらせられんとの明教かけまくも惶しこき事ありされぬ參謀部長、陸軍卿、海軍卿を始め司令長官、艦隊指揮官、隊長、艦長等を置かれ陸軍海軍ともに其職を分ちてこきふ任し給へきと其大本の

聖上御宸断を以て御統轄ましまさなり

子々孫々ふ至るまで篤く斯旨を傳へ天子の文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體あるらんおとを望あり

昔

天智天皇積年の弊を改革し給ひ

文武天皇の御時大寶令を頒ち給ひし比の數百年の後制度漸く弛みて文治建久以後の如き失體あらんとお思ひ設けぬ事なりしならんか世の移り換れるいつの間ふかくのありしか史を閲してこれを考ふるも判然としたる境界を見は唯、昇平ふ狂れて苟且偷安ふ流れ司々の若其職を怠りしふ由り自然ふ

かく成行しあらん 取慮深く後世を思ひ召され
千萬年の末をも思ひ煩らひせ給ふ事返もくも勿
體おき事ならをや唐の杜甫云ふ猶り至尊をして社
稷を憂へしめ諸君何を以てか昇平お答へんと賢
小人臣たる者の誰もかも斯く深く 取慮を煩ひ
し給ふを思ひ、また心を盡して 聖諭お副ひ奉
り 宸襟を安んしまつらん事を思ひせんのある
へからを杜甫又云ふ炎風朔雪天王の地唯忠良の聖
朝を廻くるお在りと今 皇國の版圖南の赤道の
北二十五度許の琉球より北の五十度許なる蝦夷の
千島お及ふ其内おある蒼生を安んし封域無事なら
まむる事實お忠良の輔翼し奉るに在るに

至尊の御憂を分擔する事臣民悉く忘るまじき事な
り況や軍人をや

朕の汝等軍人の大元帥あるを

此十三字 天威咫尺 教諭を拜讀して此句お

至り 御前お在りて 御辭を伺ふ心地せられ

て思ひは稽首叩頭するお至れり

されは朕の汝等と股肱と頼み汝等の朕を頭首と仰
てを其親は持お深あるへき

股肱の虞書の益稷お舜の歌を載せて云ふ股肱喜ふ
哉元首起る哉百工熙まる哉と皋陶其歌を廢きて曰
く元首明なる哉股肱良なる哉庶事康すき哉と又
歌て曰く元首叢脞なる哉股肱惰たる哉萬事墮つる

哉と股肱の手足なり元首の頭なり益稷ふいふ所の
人君を以て元首ふ譬へ大臣を以て股肱ふ譬へたる
ふて舜の歌の意に汝諸大臣喜ひて以て王事ふ從へ
に我亦奮起する所あり諸事日々ふ廣まる所以なり
と皋陶因て和して歌ふ其意に凡る人君明かなる時
に大臣もおのつから賢良なる者進み諸事易く行
る人君荒さむ時の大臣もまた怠り諸事皆廢まへ
と規箴を上れるなりされに虞書ふてに股肱の大臣
を指を解なるか今 教諭ふに諸の軍人を股肱と
思し召を由なり有り雖き事ふころ夫れ將佐校尉等
かゝる昭代ふ遭遇して重く御任用を蒙り其上
聖上の待たせ給ふ事此の如く至厚ふあらせらる

の肺肝ふ銘して片時も忘るまへき事なるふ陸軍の
一兵卒海軍の一水兵もまたこの 教諭を蒙り
一天萬衆の至尊の股肱とたのむとまて宣はる
教語を辱ふもる事限りなき榮譽といふへ
朕の國家を保護して上天の恵ふ應し祖宗の恩ふ報
いまおふもる事と得るも得ざるも汝等軍人の其職
と盡さんと盡さゝるとふ由るをのり

此 教語初段ふ注したる
崇神天皇の 詔旨と脗合を宜しく初段の注を參
考まへ
さて國家を保護ましままと上天の恵ふ應し給ふと
祖宗の御恩ふ報いませとの三事

歴世天皇の相傳となりたる御志ふして
 聖上ふも此三者を以て恐多くも 天子の當職御
 義務と思召され 厥慮を達し給えんふ軍人の
 各其職を盡せふよるとまて宣はするを伺ひ奉りて
 しいるなる怯懦の夫も其志以て百折不屈の氣を
 勵まし 厥慮ふ副ひ奉らんと欲する幾心を起さ
 せるものなかるへい死して我る陸軍海軍の將士よ
 り卒伍ふ至るまで皆
 神武天皇以來歴世尚武の御國ふ生れ尚武の徳ふ浴
 し時々
 天子を輔け奉り不庭を討し外侮以防きたる忠臣、良
 弼、猛將、勁卒の裔孫なるをや

天子上ふ在して
 皇祖の御迹を御繼述ましまを事斯の如し群下もま
 た各其祖考の跡ふ従ひ敬みて 教諭を遵奉し國
 家保護の消滴を補はん事言を待たざる者あり
 我國の稜威振はさるゑとあらは汝等能く朕と其憂
 を共ふせよ我武維揚りて其榮と耀さは朕汝等と其
 譽と借にせへい

稜威のみいづと訓す本邦古來よと言ひ傳ふる語ふ
 して稜の圭角ある貌なれは嚴然たる 皇威とい
 ふ義なりさて國威の伸ひさるは武夫の耻ふして君
 憂ふれは臣辱らしめられ君辱かしめらるれは臣死
 せといふ古語もあれたとへかゝる 教諭ふま

も萬一國威の伸ひさる事あらん軍人の必死を期して國害を除き國難を攘はん事勿論なるも朕と憂を共ふせよとの 教語をさへ蒙りぬきは普て此道ふ從事し國力を強盛ふ一國威を皇張一周人の其君武王の外敵を攘ひし事と我武維揚といひ一如く皇國の武徳を耀かゝりて 宸襟を安し奉り光榮の流れぬ浴まると期せよ

汝等皆其職を守り朕と一心ふなりて力を國家の保護ふ盡きは我國の蒼生は永く大平の福を受け我國の威烈は天下世界の光華ともありぬべし

將士の將士の方あり職あり卒伍の卒伍の方あり職あり各其職を守り分を守りてこそ萬人一體の功も

成るをけれ昔英の水師亞提督納爾森英の艦隊を率ゐて佛蘭西西班兩國の艦隊と「フアハルガル」を戦ふ時先つ信號旗状以て諸艦を令して曰く英國の汝將士兵卒の各其本分を盡さん事を望むなりと是を於て艦隊の軍人皆奮ひて自るを戦ひ遂に大捷を得たりこれ軍人各其職を守りし功なり周書に云ふ受の億兆の夷人あり離心離徳あれば臣三千あり是れ一心と周武の既ふ克つに上下一心の功なり夫れ周武の逆征も上下一心なれば尚其功を奏する事を得況んや我兵

聖帝ふ従ひ盡忠報國の道ふ由りて敵ふ當るをや 聖上の 厥慮此の如く武徳は尚ませ給ふに強ふ

誇り大に伐らんとの事あり故に 教語去
 く 蒼生に及ひこゝも我國の蒼生の永く太平の
 福を受くへいと宣ひせ給ふ夫れ武の威を逞くし殺
 を快とし小は凌ぎ弱を侮る具あり暴虐を禁し
 兵争を息むる所以なり故に武に七徳あり一は曰く
 暴を禁む二は曰く兵を戦む三は曰く大を保つ四は
 曰く功を定む五は曰く民を安んむ六は曰く衆を和
 らく七は曰く財を豊ふと武の徳大なりと謂ふへ
 し是れ本邦建國以來の尚武の主義ありて此 教
 語おのつから七徳を含ませ給ふ蒼生をして永く太
 平の澤ふ浴せしむるは本邦の國是ありて
 聖上の御志おましまを務めまんはあるへらさる

なり

朕斯も深く汝等軍人お望むおれは猶訓諭をへき事
 おをあれいてや之と左に述へむ

斯もとり頭首股肱一體と思し給ふ御親しみの
 教語より

聖主の御志と達し給ふは軍人の職を盡さぬ由ると
 の 教旨憂樂を共ふせよとの段蒼生をして永く
 太平の福を受けしめ世界の光華となりぬる事軍人
 り 厥慮お副ひ奉る功績なりとの條と指させ給
 ふならん實に軍人と待たせ給ふ事深く且厚しと謂
 ふへしきて斯も思し召させ給ふか故に斯道お協
 んふおかのつらら其工夫なるへらされぬとれ

を五箇條に分ちて 御訓諭ましまし實ふ慈父の
兒童を庭ふ訓ふる如し拜讀する者所銘せざる事
と得る凡る 宣旨のこきを奉りる者これを書し

某々の事云々なり

天氣斯の如しと書し某官某位某氏姓某奉りると書
して執達する事古今の例よして 教語と其儘小

伺奉る事を得るに大臣大將といへとも今まていな

き事なりされに此 教諭の如きためにもあら

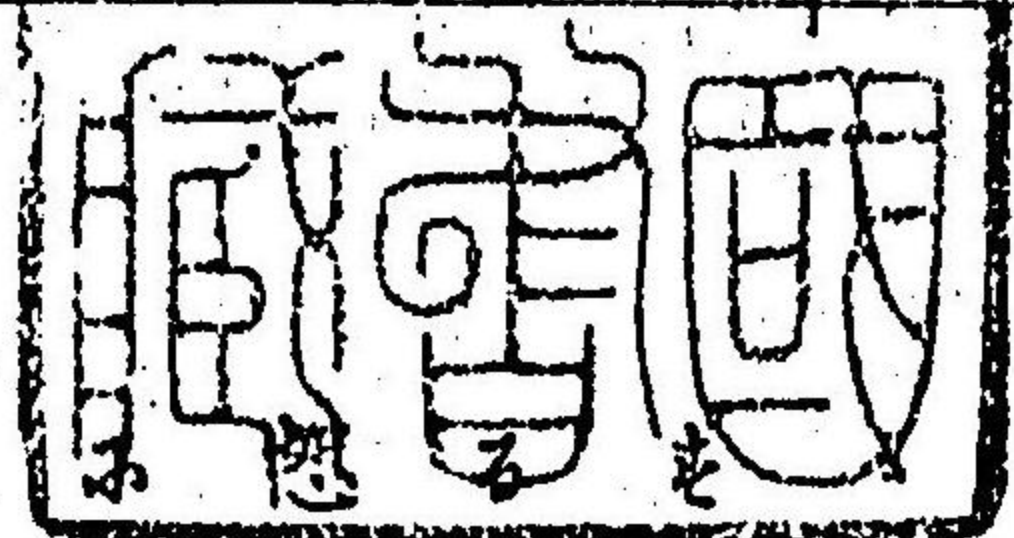
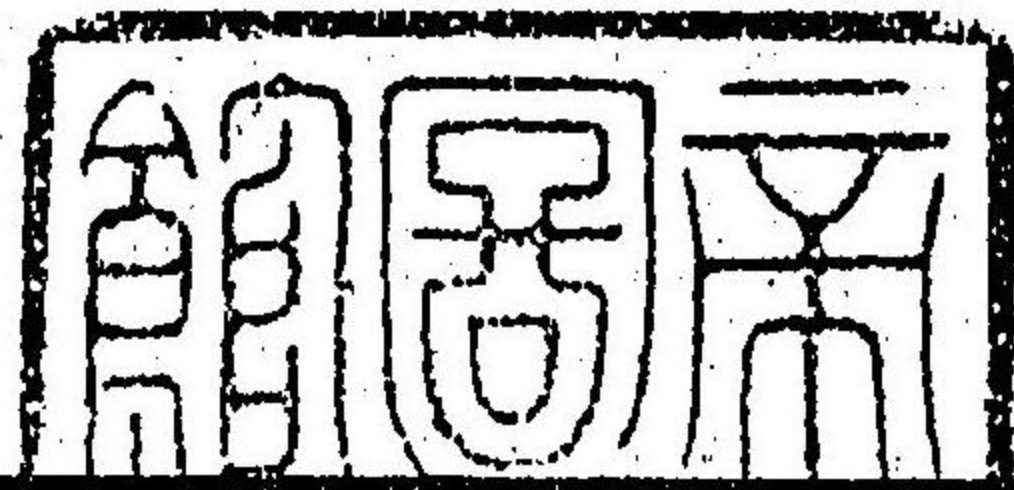
ぬ有り難き事なれに返々も服膺せへし

敕諭衍義

下

東 京 圖 書 館

二冊	五四號	三架	一函	屬類
----	-----	----	----	----



一軍人の忠節と盡きを本分とすへー

忠の字の中お従ひ心お従ふ我心の中央より出て
たよりぬといふされの昔の忠信或の忠恕など、つ
きて少しも自儘なる事なく人のためは信實を盡
徳の名なり論語おも人のためお謀りて忠をさ
る又言の忠信行の篤敬などいひ禮の中庸おも忠
恕ならは道を違ふこと速るはなといへり凡る君
事ふるおのこの心と以てせざるへるされば遂
お君お事ふる道の名となり親お事ふる徳の孝とむ
るへて忠孝とならへ稱する事とはありたり節の竹
のふいあるの如く直おして所々不定まれる所あり
恣いまま、お其定めを越はさる徳といふ己まの便

利己れる安穩を得んるためふ其守りと失ふ等の事
なきといふ盡すといふ爲を事を得る限りは其極小違
せされぬ已まざるをいふ本分とは其爲すへき職務
農の耕耘ふ於ける商估の貿易ふ於ける工人の製器
ふ於ける皆其人間の世ふ立ちて爲さるる事と得さ
る當務をいふなりきて軍人たる者其身分の高下
と問はを皆此忠節を盡せと本分とすへいとい
宣ひをなり元來人は他の動物と異ふて獨り立つ
事能はざるなり各箇の職分と以て相助け耕を者
は織らば織る者耕を耕を織らざる者は奔走
して其有無を通し人を治むる者人ふ養はれ人と
養ふ者人ふ治めらるゝ等互に其職と以て相助け

因て以て其生を保ち其安樂を専くる者なり儒家こ
れと名つけて仁といふ仁の字人に從ひ二に從ふ人
は一人ふて立つをるさればかをらば相配し相助
けて共ふ其生を保つ此相配し相助けて共ふ其生と
保つる爲ふ務むる道を仁といふなりされども農
の耕耘ふ於ける商估の貿易ふ於ける工人の製器ふ
於ける其事仁の事をりといへとも直ちふこれを
名つけて仁とはいふへるらばされぬ百姓日々用
ひて知らぬといへり唯士はこれぞ仁の事なると知
りて危きと避けを勞を憚らぬとして必らぬ此道ふよ
れるころ誠ふ仁とはいふへけれ故に仁ふ當りてい
師ふも護らぬ又身を殺して仁を爲す事ありなと

いへり仁を求むる工夫の中庸を行をつとむるは仁
ふ近しといへるより始め其道を馴る、時は遠く憂
へは懼れざる區域にも至るへ、猶こまなる事は
左の 教解の下を註せしむ

凡生を我國に稟くるもの誰の國に報ぶるの心
あるへき況して軍人たらん者の此心の固ら
ては物の用を立ち得へとも思われ

我國に生る、者の數百千年以來

歴世の天皇の皇恩に因り國中の萬民相助くる事を
得貴賤貧富はありといへとも今日皆其生を保つ事
を得るものなれは軍人のみ限らば誰とて此
皇恩國恩に報いませんと心の心あらざるへら

を 皇恩に報いませんと思は

聖主のもとより蒼生をして永く太平の福を受けし
めんとすの御志にまじませは蒼生の爲に力と竭して
ころ 厥應にも叶ひ忠義の道にも合ふへけれ又

國恩に報いんと思は

聖主のもとよりかゝる御心にまじませは 御訓

戒を守り 厥應に従ひ忠義の道に則してゐる

國安を保つ事を得へきやされは 皇恩に報いま
つるも國恩に報ゆるも其名はふたつなるやうなれ
とも其實に一なりされは此に忠節を盡すを本分と
せしむと 宣はせて 御解の報國の心を堅
固にせざるへらまとの句を以て忠節を存せざる

へあらまとの句ふ對のせ給へり思ひ謀るへあらま
 英王以利沙泊の時西班牙と不和ふなり天正十六年西
 班牙其臣「メシナ、シドニヤ」といふ者と大将と一無敵
 艦隊と稱する廣大の水軍を率ゐるゝめ又別ふ「ハルマ」
 といへる諸侯ふ陸兵數萬を率ゐしめて英國ふ攻め
 入らんとを其徒皆曰く海ふ一戦一陸ふ一戦すれは
 英國の吾か版圖ふ掃まると英人これと聞て氣力常ふ
 倍一國擧て國雖ふ狗はんと或は軍資を獻一或は
 其所有の商船を上りたりされは身體強壯の民は其
 職業の何なると論せず皆振ひて兵となる者其數を
 知らす其比は英國の法教新舊二派ふ分るれ互ひふ
 相妒忌一相軌轢一たる時ふして西班牙の舊教を盛

ふせんどの企なれは舊教の徒の返り忠もまへき者
 なれとも報國の志厚き故ふ一人として衷心ある者
 おく各其屬する所の寺院ふ會して怨敵退散の祈を
 うなしたりけるこれ英民一般ふ報國の心あるふよ
 るなり是ふ於て兵の集る者數萬ふ及ふ王乃ち陸
 兵數萬を分ち達迷斯河口ふ屯集して西班牙の侵入ふ
 備へしむ王時ふ年五十四甲を被り馬ふ騎り親るる
 軍を巡り衆を勞らひて曰く孤のこゝふ來るは汝衆
 庶と死生を共ふせんとしてなり今社稷民人を擧げて
 神ふ聽く死生榮辱は唯天の與ふる所なり孤はもと
 織弱の一女子のみ然まとも一國ふ王たる者は王者
 の心なるへあらは況んや義を重んじ恥を知るの

英人小王たるをや孤か心小於てハ班人をして一歩も吾の疆土を侵さしめざらんとの期を汝衆庶勉めよやと衆皆感激し奮ひて死を致さん事を思ふ是小於て海軍大臣厚亞徳を以て水軍元帥となし徳勒克始金弗羅比吉の諸將これ小隸を兵船六十七艘漁船前船百三十艘兵一萬五千七百餘人砲煩一千小満たす被里摩斯小死して敵の至るを待つ而班の兵船百三十二艘皆堅牢長大砲煩三千舟子八千七百餘人兵二萬八百餘人別小舟二千餘艘これ小從ふ海峡小入り波を破りて進む速くこまと望めハ連城の海小波ふる如し厚亞徳令して曰く敵艦巨大なり歴せらるゝ事勿れ能く其船を撃へ隙を窺ひてこれ小乗せよ

と班艦砲門高さよ以て發まる所の彈丸多く空中小近る英船急小進みてこれを衝く運轉自在なりハ西班の艦隊大亂る厚亞徳ハ徳勒克と追ひ迫り大ハこれと破るメシナシドニヤ東小走る英軍尾撃を班艦加勒斯港小入る英將火船を放ちてこれを焚く班軍また敗る會颶風興り又其兵艦五十餘艘を失ふ此役班兵死者二萬將校の俘小せらるゝ者其數を知らも班人色を失ふ英人寡を以て衆を破り英國ハ災厄より救ふ事を得ハ一歳の人民皆報國の心を懐き殊小軍人此心の固るり小よるあり此役本邦弘安の役と相似たるもの多し

後宇多天皇の弘安四年元兵十萬餘統紫小寇し太宰

府を侵す

龜山上皇深くこれと憂させ給ひ

御書の願文を

伊勢の

大神宮ふ奉り勿體なくも

玉體を以て國雖ふ代

らせられん事を祈り給ふ是時上下舉て國難ふ拘せんと其志一致したる事英人の無敵艦隊の役ふ於けるる如し神官僧侶丹誠を凝らして寇の平らくを祈る九洲の探題北條實政力を盡してこれを防ぎ六月六日より十三日ふ至るまで日夜會戦を河野通有等橋を什して敵船ふ登り敵の將を虜ふを敵兵を殺す事千餘人敵軍退きて肥前の國鷹島ふ至る閏七月朔日颶風大ふ起り兵船覆没す元の將堅艦を擇らひこ

れふ乘して遁去る我兵因て奮撃してこれを塵ふも纔ふ三人を救ふ國ふ歸りてこれを語らむ元兵再ひ入寇せんとす其臣これを諫むる者あり後元兵また邊を窺はす夫は皇國ふ生を棄くる者報國の志あらざるものなき事此の如しまた全國の報國心相集むる勁敵も破るふ足らざるものあるを見るへい

軍人ふして報國の心堅固あらざるは如何程技藝は熟し學術ふ長むるも猶偶人ふひとしめるへい
技藝學術の志を達する器械なり故ふ字を識るのみふて用をあきまむる字書のみ古事ふ通るのみなれは史冊のみ但し其職業ふよりて或は技藝ふ熟し

或ハ學術ハ長キものみふて世の用を亦すもあらん
ガ獨リ軍人の然ラバ一兵卒といへども其本軍を離
レ將校ハ速キありて獨リみつゝら戦ふへキ時あり
獨リみつゝから謀ラキ事を得キ時ありか、る時
報國の心堅固あらキ忠節の志厚あらキ其守を
失ヒ或ハハわれ知ラバ敵の反間ハ使ハル、等ハて
大事と引キ起キ事あり天正三年五月武田勝頼歩騎
二萬を率ゐて長篠の城と圍ム與平信昌衆を勵まし
テ堅ク守ル勝頼其糧道を断ツ武田の兵攻具と作り
地道を鑿チ輜柵と設ケ四面より城ハ薄ル信昌日夜
これを防キ戦甚タ力ハ一日衆と議して曰ク今戰士
乏シあらキ甲仗矢丸猶足レリ唯糧食を欠クのみ若

十日の中ハ援兵至ラキ城陷らん誰カわか爲
ハ出テ使キ者あると卒ハ島居勝高といハ者あり
強右衛門と稱シ進ミテ往ルんと請フ信昌大ハ悦ビ
テこれを命シ其夜忍ビテ城を出テ徳川家康ハ見ニ
援ト請フ家康曰ク織田氏既ハ發セリ我モまた明日
自ラ出ツヘハ汝トモハ往ケト勝高曰ク城中頸を
伸ヘテ報をまつ救援速クハ信昌自殺して士卒を免
ルレハむるハ至ルヘシ今大援の至ル事近キハあり
臣一刻も早くこれを告げんと即夜馳セ歸ル又竊カ
ハ城ハ入ラんとシ武田の邏兵ハ捕ヘラる勝頼命シ
テ其縛を解キ甘言と以テこれハ謂ヘらく汝城兵ハ
向ヒテ織田徳川二公上國ハ事あるを以テ急ニ來リ

授ふ事能はずと述へよ然るせの重く汝を賞せんと
 勝高伴り諾す勝頼兵十餘人を以てこれを擁して城
 下に至らしむ勝高城を仰ぎ大勝して呼て曰く二公
 大軍を起して来る事三日と出てす諸君努力せよと
 勝頼怒りてこれを殺し勝高忠義の心深く死を期し
 て勝頼の誘言を伴り諾し以て使命と達する事を得
 城兵こまよりにて志氣常ふ倍し孤城に嬰り守りし
 るむ織田徳川の援軍至り大に勝頼と破る事を得た
 り信長家康厚く信昌と賞を信昌また勝高の後を立
 て近年に至るまで鳥居氏世々其重臣たりといふ此
 時の使人も忠義の心固らるる或は甘言ふ詭
 さき或は不測の刑を怖きて勝頼の使ふ所となるへ

かりしあり偶人の耳目鼻口手足を備へて其狀人
 似たりといへとも精神あらざる故ふ人の自由ふせ
 られ人ふ使役せられて自ら知らる軍人報國の心固
 からされし事ふ臨みて狼狽し反て敵の資となる事
 あり恐るへき事なり

其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節と存せざる軍
 隊の事ふ臨みて鳥合の衆ふ同るへし

夫れ軍人の報國心固らざる者は技藝學術ありと
 いへとも物の用ふたゝざる如く軍隊の忠節ふ乏し
 きもの隊伍整ひ節制正きも亦用をおさまされし
 忠節を存し報國の心堅固なるこそ三軍の精神と
 もいふへけれ豊臣秀吉の朝鮮を征する時朝鮮より

援を明ふ乞ひしかた明李如松を以て大将となし四
十萬の兵を率ゐて来り接ひしむ此時明興りてより
二百有餘年兵制大に整ひ軍に紀律あり韓兵の軍行
春遊の如くなる類ふありを明韓の人皆必勝期をへ
しとなし鼓行して進む我將吏相議し諸城を守る者
ふ令を傳へて盡く國都ふ来り會せしむ小早川隆景
三萬人ふ將として王城を去る事三里ふして陣す毛
利元康毛利秀包立花宗茂これふ屬を既ふして李如
松大軍と率ゐて碧蹄館ふ至る隆景これと會戦し大
呼して衆を勵まし縦横馳突を宗茂秀包横よりこれ
を撃つ我兵一以て百ふ當らざるものなり遂に大に
明の軍を破る首を斬る事一萬北くるを追ひて臨津

ふ至る明の兵また江に溺れて死する者多し李如松
初め材武天下無雙と稱を是ふ至りて坡州ふ奔り敗
軍をあつむ其左右親近皆死す李如松痛哭曉ふ徹す
韓將其再び進まん事を請ふ李如松聽るを我軍益進
む李如松我兵強く鋒銳なるを見膽落ち氣沮しまた
戦ふ心なし韓人責むるふ大節を以ても李如松伴り
應し人を明ふ遣ひし疾と稱して代りを請ふふ至る
明天下と保つ事既ふ久しく時ふ叛亂ありといへど
も大抵邊境を擾すふ過ぎは是を以て其民太平ふ流
れ兵もまた氣力なし是故ふ其大軍隊伍整ひ節制正
きも實戦ふ臨みて鳥の飛ふか如く雲の散るか如く
ふして鳥合の衆ふ同一ありなり後數年を出てす

して張獻忠李自成の二賊興り官軍征する事能はも
既ふして清軍もまた國境ふ入る萬治寛文の際ふ至
りて明遂ふ亡ひたり

抑國家を保護し國權を維持するは兵力ふ在れば
兵力の消長は是國運の盛衰ある事と辨へ

右ふ引きたる明末の形勢を見ても兵力の頽廢は國
の滅亡の基なる状知るを前の 教語ふも打續
ける昇平ふ枉れて朝廷の政務も漸文弱ふ流れけれ
は云々兵馬の權を一向ふ其武士どもの棟梁たる者
ふ掃し世の亂とともに政治の大權もまた其手ふ落
ち云々とあり亦氣運の兵力の強弱ふよる證なり徳
川氏の季世ふ紀綱紊き政刑振らざるふ至りしも其

兵制空しく往時の形を存して其精神の衰へたるに
由る後歐洲の學術を傳へて陸軍海軍の操法を傳習
せしめたれとも大勢既ふ去り如何とも是へからず
これを漢土ふ微し西洋ふ微まるふ皆然らざるはな
し殊ふ趙宋の如きはもつとも然りとす唐の末ふ諸
國の藩鎮強大ふトて猖獗を極め遂ふ五代の亂とあ
る
村上天皇の天徳四年趙匡胤周の禪を受けて帝とな
り國を宋と號し諸將の偏強なる藩鎮の猖獗あるふ
繼り天下一統の後諸將の兵權を解き政事は専ら文
臣ふ任し學校を興し文教を崇ふ是ふ於て百姓蘇息
し天下大ふ治まる然れとも此利あれば必らま此害

あるものにて文教を崇ふの弊は國勢自然に柔弱に陥り此に契丹あれともこれに備ふる力十分ならざるに幣帛を遣りて唯和の成る、事を恐る、者の如し金興るに及びて又これに憚まざる徽宗欽宗の二帝金人より率ゐ去らるゝに至る宗澤岳飛等の諸將ありと雖も朝廷苟且偷安年を経るを以て遂に元を滅せらるる其他兵力の國運に關係する事其例少からば世論に惑ひを政治に拘るを只々一途に己の自分の忠節を守り義の山嶽よりも重く死の鴻毛よりも輕しと覺悟せよ

凡そ世間流行する事の風の物をえらひ潮の物を流まか如し智愚賢不肖を論せずいつとなくこれ

ひかるゝものなり其身重大なる事磐石の如きもののみ獨りこれを免るゝ事を得晋の武帝天下を一統し三國の分争始めて已む是に於て驕奢華靡の風頗る流行し富貴を以て相誇る其比士大夫の間も清談といふ事興る蓋し老莊道學の流なり其説く所言簡ふして意味高尚幽玄ならん事を務む又阮籍嵇康等七人の徒竹林の遊をなしてより此を曠達と稱し禮法に拘らざるを以て高しとを此風一たひ行ひてより朝士心を此に傾け世の治亂を意とせざる者の如し官兵もまた其勇を失ひ忠節の心固からず八王相攻伐をせとも禁むる事能はざる五胡僭亂をれども制する事能はざる懷愆二帝相繼て蒙塵し元帝僅

かみ東隅を保つ然まとも兵力を盛ふし中原を恢復
せんと志す者の劉琨祖逖陶侃等の數人不過きを亂
離此ふ至れとも清談ふ耽り曠達を尚ふ餘風猶已ま
す天下分かれて南北朝となり北朝の元魏の兵力強
きを以て遂ふ衆小國を并吞し後ふ東西ふ分れたま
とも周ふ至りて遂ふ一ふ歸し隋ふ至りて南朝の陳
を亡ほしたりも一晉人吳を并せたる時上の兵制を
整ふる事を務め軍人の皆其本分の忠節を守り政治
の文弱ふ陷るとも世論の幽玄高尚曠達浮華は流る
ゝとも軍人獨りこまふ拘らすして報國の志固から
んよハ王も其私欲を逞しくまざる事能はま五胡も
中原ふ蔓延まざる事能はさりしならん惜むへく嘆く

危き事ならまや孟軻曰く生の我欲する所義もまた
我欲まざる所なりふたつの者兼ぬる事を得るるら
の生を捨て、義を取らん者なり生の我か欲まざる所
なれとも欲まざる所生より甚しき者あり死の我の惡
む所なれとも惡むところ死より甚しき者あり故ふ
患も避けざる所ありといへり前記したる烏居勝
高の如きの生と捨て、義を取り芳名を萬世ふ傳へ
たるものなり宋の文天祥曰く人生の古より誰か死
まることあるらん丹心を留取して汗青を照らさん
と丹心の赤心といふは同じく誠心の義なり汗青の
史冊なり文天祥の義烈は今ふ至るまで我邦人さへ
感嘆まざる所なり其正氣の歌は世上ふ傳はる

其操を破りて不覺を取り汚名を受くるあられ
報國の心堅固ならざる時の事不臨みて躊躇し不覺
を取り汚名を受くる事少からば頼朝既ふ與羽を平
らけ葛西清重をして陸奥の州事を治めしむまら
くして泰衡の臣大河無任出羽に在りて兵と擧げ陸
奥に入る由利維平邀へ戦て討死を清重使を遣りし
てこそと報を使者謬りて維平に走り橋公成に死を
と告ぐ頼朝曰く維平に走る者ふあらば公成に死を
る者ふあらすとこれを察ふまれば果して然り維平
の義勇頼朝の知ふ負ふす榮といふへし北條高時の
亡ふる時二子あり兄を萬壽といひ弟を龜壽といふ
高時萬壽を其母の兄五大院宗繁に託を新田義貞の

既ふ鎌倉を滅し高時の遺胤を求むるふ及ひて宗繁
萬壽を斬りて義貞に獻せんと欲を世の間に伏し
萬壽を欺きて伊豆に逃ししめ己を走りて義貞に告
ぐ義貞追ひ捕へてこれを斬る然も義貞宗繁の
爲す所を惡みこれを誅せんとを宗繁逃し隠る人惡
まさるものなり遂に道路に餓死を夫れ高時の朝敵
なり其子國より誅を免るるを然れとも其親
臣にして主君の遺託を受けこれを敵に賣る人皆其
所行を鄙しむ惡み一宿を假を者なく終に道路に餓
死し汚名を千歳に遺し不至る況んや報國の心固
らすして大義を謬る者をや楠正成正行父子兄弟世
のまた爲をへるるを知るに雖も一心 王室

ふ勤め鞠躬盡瘁一死して後ふ已む政治ふ拘らむ其
本分の忠節を盡せ者といふへ一其盛名萬歳朽ちず
大哉日月と光を共ふす宜なる哉

一軍人の禮儀と正くをへ

古語ふ曰く義を以て事を制し禮を以て心を制せと
古人義の字を釋して義は人の道なりといひ又義は
宜あり行ひてこそを宜しくするを義といふをとい
へり人と相交はる間ふ於て己の欲せざる所とい
へとも其事たる當然の理をらひ勉強してこれを行
ひ取て自儘をなさる名を禮もまた人と交際を
なす間ふ行はるゝ道なりきて禮といひ義といふも
其原は二種別様のものふあらは故ふ國語ふ禮は義

の實なりといへり夫れ義は人道ふ於て概して超ゆ
へるらざる制限なり禮は一事一物ふつきてこれを
義ふ協はしめて處するのためふ設けたる法則なり
人の驕らむ貪らす好む所ふ僻せむ耻を知りて能く
願ふする事を得る者は禮ふ通するふ因る貴賤秩序
を違へへも親疏混亂する事なく人々其位ふ安して
上下安寧なる事を得るは禮の效なり禮ふ大小あり
其大をいへる吉凶軍刑嘉其小をいへる行止坐卧應
答言語の間禮あらざる事なく故ふ禮記の曲禮ふは
人ふして禮なくは能くものいふとも禽獸のこゝろ
ならはばといひ鄙風の詩は人ふして禮なくは死
せまして何をあなまをまていへり前ふ記したる人

々相配し相助けて共其生を保つか爲の道なる仁
 といふものもまた禮ふよらていたりかたし故ふ
 孔子も其門人顔回の仁を問ひし時禮はあらされり
 視ること勿き禮はあらされり聽ことなるき禮ふあ
 らさき言ふことなるき禮ふあらされり動くこと
 なるきと答へし是たり禮は此の如く重大なるもの
 なれともこときを要する人を尊ひ人を敬まふ道と
 いふへし故ふ孝經ふ禮は敬のみといひ曲禮の卷首
 ふ敬せざることなるきと謂へり敬の字は苟ふ從ひ
 父ふ從ふ苟は苟且の義文は疎く義ふて己まか苟且
 ふ事を行ふ事あらんと時々躬つるらおのれを疎
 く意なり夫れ人常ふ禮を失はんことを恐れて己を

守り萬事ふつきて苟くも是ることなるらんことを
 務め身體次第ふことば馴るれり莊敬の容儀己まふ
 備はる莊敬の容儀己ふ備はる心もまた從て正し
 く賢者ふ抑るゝとも敬する心怠たることなり譬へ
 り數回遠洋を航海したる舟人の狂風怒濤ふ逢ふも
 其心坦然として驚怖の色なく事を執ること平日の
 如くなるふ同一これ禮を日常ふ守るより不動堅固
 の心を養成し來るなりこれ試禮を以て心を制まると
 いふまた其心ふ幾方を知れり事を處辨するふ當り
 て先つ其事の義ふ合ふや否と考へ幾ふ合ふを確知
 して後ふこれと行ふこれ試義を以て事を制まると
 いふなり禮義は凡る人たるもの、離るへらさる

道なれとも殊に軍人の片時も禮を離して其統屬
をる制度た、すされの特に軍人の禮義を正しくま
へるとい 宣はまかり

凡軍人おの上元帥より下士卒に至るまで其間お
官職の階級ありて統屬をるのみからを同列同級
とても停年お新舊あれの新任の者は舊任のもの
お服従をへき者を

海軍には將官上長官士官准士官下士卒の五種あり
將官上長官士官の各大中少の三等お分ち下士の四
等お分ち卒の五等お分ち凡て十九等同等の中ち補
任の前後お因て班序を定む故お上元帥より下の新
入の若水兵お至るまで一線お相列らある事を得夫

班序の指揮の權の序なり英國海軍條例第十二篇
第五章お曰く總て艦隊お屬する諸士官水夫等お
本艦他艦を論せも職務を行ふ際厚く其上官お敬禮
を為さへし又上官お會過し或は其目前を過き或は
之れお面語をる等の時お其上官位階相當の制服を
着すれ艦内陸地の別なく必しを式の如く敬禮を
為さ可しと其第九章お曰く凡そ士官上位の者の行
状正しおらざるを認め或は其壓制を受け或は不公
平の處置お過ひ或は不好の待遇を受る事有りとも
之を為めお其人を敬禮し之れお順従をる事お聊も
息るへらし其第十章お曰く上位の者の耻辱とも
なる可き行事の各士官之を他人お倖接し若くは

注視せしむへるをなといへり皆此 教旨の符
合する者なり軍中おての殊に其上官或は先輩の令
を一意に奉る事ありされは其功を奏する事能は
る天正三年織田信長徳川家康を援け武田勝頼と大
小長篠の戦ふ時武田氏兵鋒甚た鋭ると織田徳
川氏柵を布き銃手を備へて以て待つ家康其將大久
保忠世忠佐兄弟をして先鋒たらしむ二人手兵を卒
めて柵外に出て、敵を誘ふ甲将山形昌景三千騎を
以て来り襲ふ銃隊撃てこれを却く敵の中軍繼て至
る忠世忠佐周馳健闘す信長人をして家康に問ひし
めて曰く二将一は蝶を指物とし一は銃を指物とす
其衆を指揮する事臂の指を使ふ如しいなる者

とと家康其名を以て對ふ蓋し蝶は兄忠世銃は弟忠
佐なり後家康岐阜に往きて謝も忠佐扈從を信長召
して謂て曰く予の兄弟長篠の戦絶頼遠草と謂ふへ
しとて手つゝる衣服を投げたり大久保氏の士卒皆
能く上官先輩の指揮に従ひ次第能く整ふ是故に戦
に臨みて進退馳驅只忠世忠佐の意の儘にて臂の指
を使ふか如く見はたるなり

下級ものゝ上官の命を承るゑと實に直に朕の命
を承る義ありと心得よ
又こと 天威咫尺に在り此 詔旨軍人最とも
心お銘をへし夫れ將官 命を
天子お受けてこれを上長官に傳ふ上長官命を將官

お受けてこれを士官お傳ふ士官これを準士官下士
お傳へ準士官のこれを下士卒お傳へ下士又これを
卒お傳ふ是故お卒の受る所の命のものと
天子の 詔命なりされの平時公務外にては朋友
として爾汝の交りなき者おても命令を承る時お
及への其命令の即ち
聖上の 詔旨なれは咫尺の 天威お接し奉る
感覺を發し聊もこれお背りさるの勿論少しも猶豫
をもる事なくこれを奉行せしむるなり此の如くお
の平常禮儀お馴れ恭敬お習ふお在り禮儀お習らへ
お能く其上を敬お能く其上を敬おせしむる其命を奉行
せしむる事易し命を奉行せしむる事易けれは號令滞らす

令滞らされの上の意速お下お達を是に於て上下一
心一體となり寡も衆も克つへく弱も強を制せしむ
己の隸屬する所おあらすとも上級の者の勿論停
年の己より舊きものお對しては總て敬禮を盡せ
へし

英國海軍條例第十二篇第五章お又曰く海軍の諸士
官水火夫等の常は敬禮をへし海軍將士と同級の陸
軍將士おは必しは式の如き敬禮を行ふへしといへ
り夫れ海軍の軍人陸軍の上官お於て猶其敬禮を盡
さしむるへしおるは英國海軍の制おもこれあり況
や同一海軍の上官先輩ならは己は今日其人は其
せまとも他日己は臨む事あるへしを也且つ其隸

まると隸せざるを問はま上官先輩を敬禮するは
秩序の立つ所以なり

又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の
の振舞あるへあらま

前段は上小對する心得此段以下また下小對する心
得なりさて前小軍人を股肱と頼み思ひ召まとの
教語あり然る時は一兵卒一水兵も皆其一分たる小
あらまや況んやこれより上なる者をや且つこの
教語下下級の者は上官の命を承るを直ち小
語を奉まる義ありと心得よとある小據れば己れの
傳ふる命令下下級の者の 救命と承るへけれ
もつとも謹慎を加へ杜撰鹵莽あるへあら下級の

者上官の命令を一意小遵奉せされは功を奏する事
能はさるの勿論のことおまとも上官も下級の者は
補助ふよらままた其功と成し雖も此を蒸氣
小譬ふまは機關巧みありといへとも蒸氣概ありて
其隙一成を所の蒸氣を送る事絶にさるものある小
あらままは車軸と轉し大船と動るま功を奏す事能
はま蒸氣十分小足るといへとも機關能く整ひてこ
まを使用する小あらままはまた尋常一湯罐の騰氣
のみ上杉輝虎勇猛無雙清潔廉直其高義世こま多
しといは然まとも人と輕侮し其行驕傲ある事多ま
以て其功成らま事あり上杉憲政まへく北條氏
康小破らま力敵する事能はず越後小奔り輝虎と養

子と一其管領職及び錦旗系圖を譲り與へて恢復と
圖らむに輝虎兵を關東に出して屢氏康と戦ふ氏康
敵する事能はば關東の將士多くこまふ歸を永祿三
年輝虎大擧して氏康を伐つ關東の諸將來り會する
者七十六人兵凡十一萬小田原に迫る城兵出ては輝
虎鶴の岡に至り八幡の祠に詣つ諸將左右に躡蹠す
忍城主成田長泰源賴義の故事と稱し馬と祠前を立
て仰きて輝虎と視る體貌不恭あり輝虎大に怒り扇
と擧げて其面を撃つ長泰憤恚し告げをして去る諸
將相視て部下と率めて解散す十一萬の兵一時に瓦
解す輝虎僅るふ其麾下の兵一萬七千と引て歸る上
杉氏遂に志と關東を得る事能はば長泰歎を北條氏

に送り其屬下とあり北條氏にひんとまゐるふ及びて
また歎と豊臣氏に送るといふ夫れ長泰源賴義の故事
に因るといふといへとも騎して以て盟主を待つ倨
傲無禮其屈辱を取ることに宜なり輝虎其無禮と惡ま
る人をして責めしめて可なり何う自らこまを衆中
に辱むる事をせん霸業終らざるに自らこれを取
るといふ趣し夫れ輕侮驕傲の事を害するに輝虎の
如き豪傑といへとも猶免あること能はず況んや
これより下なる者とや

公務の爲に威嚴を主とせざる時の格別おれとも其
外の務めて懇に取扱ひ慈愛と專一と心掛け上下
一致して王事に勤勞せよ

官職の高下補任の前後よりて班序を定むるに戰
時平時を分たを公務に滯滞なく行ゆる、爲されに
威嚴を主とし秩序を保つへき事勿論なり故に智こ
まふ及び仁能くことを守まとも莊以てこれに臨ま
されは民敬せほといへり威嚴に驕傲と異なり己を
を持せる事重き然いふ其官職を以て下は臨む或は
顔色を假さる時もあるへし然まとも其心中片時
も卒伍の苦患を忘まざる故に懇切慈愛盡まざる事
なし漢土戰國の時兵起といふ者ありまは兵と用
ふ其將とある士卒と苦樂を共ふし疾病を恤み瘡痕
と隣まみ恩愛至らざる事ありまは士卒皆こま
る爲に死せん事と願ふ是を以て向ふ所功と奏せま

ることあり夫は上官此 教諭を奉して慈愛を肯
と下級の者また此 教諭を奉して敬禮と盡ま
時の敬禮と莊嚴とを以て隔つる所あるか如しと雖
とも其哀情不至りては下級の者の上官と慕ひ上官
は下級の者を懐ひ相怨惡する所なき故に事に臨み
て相補助し能く其功と奏する事と得るあり源賴義
阿部の貞任と河崎の柵は政むるとき風雪甚た強く
人馬凍餒を貞任精兵を率ひ出て鳥海に邀へ戦ふ賴
義大に敗る纒か六騎と餘を賊急ふこれを聞む義
家等奮戦し遂に免るゝ事と得たり相摸の人佐伯經
範といふ者ありまは賴義の恩遇と蒙る軍敗るゝ
ふ及び頼義のある所と知らは亡卒に問へは對て

いふ將軍賊ふ圍まれ給ふ從兵甚た少し脱れ給ふ事
難らんと經範曰くわれ將軍ふ事ふる事三十年歳
六十ふ及ふ將軍もまた御年七十ふ近し今危急の時
なり黄泉ふ相從ひまつらんとて賊軍ふ馳せ入る其
從者また相謂て曰く我主公將軍のためふ節ふ死し
給ふおさら豈獨り生きんやとまた賊軍状衝きて死
したり上下一致して王事ふ勤勞したる者といふへ
し是を以て貞任の猖獗ある經清の姦猾なる寡兵と
以てこれを討し遂ふ其元兇を殲し北邊を無事から
まむる事狀得たり炎風朔雪天王の地只忠良の聖朝
を翊くるふ在りとは頼義の如きも此をいふる
若軍人たるものふして禮義と紊り上を敬ひす下

と惠まをりて一致の和諧を失ひたらんふの帝ふ
軍隊の蠱毒たるのみあり國家の爲ふもゆるし難
き罪人たるへし

夫は上を敬し下を惠むの禮の經なり一致は和諧を
致す所以あり軍人上と敬せきまの秩序立たず號令
行われをこれを軍ふ紀律なきものとす下を惠まき
れは恩威行ひきを危きふ臨みて潰散する事烏合は
衆の如しこれ皆敗を取る道あり兵の國家安危の係
る所あり全國の倚賴する所なり然るふ敗を取るの
道を踏みて顧みざるは罪人ふあらはれんやあゝ
る 教語あるをや國家の爲ふもゆるし難き罪人
あるへしとの十七字疎然として畏れ日々ふ三省せ

ざるへるらばまたこれ 天威咫尺あり孔子曰
 く罪を天に獲まは禱る所おしと萬一此 聖誠を
 犯さば普天に下其身を道るゝ所なるらん
 雄略天皇の御時新羅叛く
 天皇紀小弓蘇我韓子大伴談連等を以て將軍となし
 これを討せしめ給ふ小弓等進みて暹の地に至る新
 羅王夜遁る小弓追て新羅の將を斬り暹の地を定む
 餘衆猶いまた下らば小弓談連と兵を會してこれを
 攻む談連戦死し小弓もまた疾みて斃まこれより諸
 將和せす竟る利を失ふ小鹿火宿禰小弓の喪を護し
 て歸る軍遂に功なし豊臣秀吉の朝鮮を征る黒田
 孝高秀吉に従ひて那古耶を行營に在り一日其同僚

小語て曰外征諸將威ありて恩なし且兩先鋒清正行
 長功を争ひて相闘き法令抵牾を衆従ふ所を知らば
 元帥淺田秀家これを制する事能はまると秀吉戶外に
 在り耳を側て、これを聴き孝高の言ふ所と然りと
 ま後石田三成朝鮮に赴き運糧の事を掌とるまた清
 正の功多きと嫉みこれを助けを再征ふ及ひて小早
 川秀秋を以て元帥とし孝高を以て參謀とおしたま
 ども諸將不和の勢既ふ成りて復た協和すへからま
 ぶえらくありて秀吉斃ま外征の軍無事不歸國する
 事を得たる者の幸あり
 一軍人の武勇と尚ふへ
 勇は危を避けは難と畏れを進みて敢て爲すの名な

り最も軍人不欲くへからざる徳ありたとへ心ふ忠
節を存し報國の念固く平常長上を敬し隸屬と憐み
隊伍能く整ふとも中惜怯なる時ハ用をなし難し勇
怯剛臆ハ其時其機ふよるといへともまた平常の習
はし肝要なり今破倫ハ數年間ハ歐洲諸國ハ克ち一
時ハ霸たる事と得たるハ其國民の勇なるを藉きは
ありまた今破倫の歐洲を席卷する時英國其兵と蒙
らば海中ハ獨立する事と得たるハ其海軍の將士兵
卒拔萃の勇あるふよるなりこれ皆其將帥能く其勇
氣を鼓舞する事と知り兵卒もまた恥を知りて自ら
勵まふよらざるはなし源義家の武衛家衛と討す
る賊金澤の柵ハ據りて固くこれを守り久しく抜け

を義家日々ハ兵士の勇怯を較らへ剛の座臆の座と
分るちて其食を異ふを昨日剛なりし者も今日臆な
れハ其夜の臆の座ハ就るしむ昨日怯ありし者も今
日勇なれハ剛の座ハ就るしむこれふよりて從兵皆
驚ひ遂ハ勁敵ハ克ち武衛家衛を亡ぼる事を得たり
宇治川の役ハ源義經河上ハ高き櫓を構へ親から其
上ハ在り俯して四方を臨み平等院の太鼓を取りて
これを撃ち將士ハ號令し執筆者を從へ令して曰く
衆ハ先たつ者勇闘する者ハ悉く記して鎌倉ハ報せ
んとこれハ因て士氣ハのつから百倍ハ奮ひて功を
立てん事を思ふ滔きて淺瀬を試むる者あり橋桁に
進みて敵を射る者あり逆巻波ハ馬を乗り入きて先

東 言 存 義
濟る者あり暫時ふして義仲の兵を破るこれ皆將帥
機ふ臨みて軍氣を勵まし士卒の勇を振興せしむる
ものといふ也

夫武勇は我國ふての古よりいとも貴へる所かれ
は我國の臣民たらんもの武勇かくての叶ふま
況して軍人は戦ふ臨み敵ふ當るの職かれの片時
も武勇を忘れてよめるべき

本邦尚武を以て國是となし給ひし事の其概略を初
ふ註したりさて本邦の一名細牙千足國ともいひて
民俗古より義状尚ひ事ふ臨みて身を顧みも勇敢相
競ふ今日ふ至りても名を重んじ恥を知り勇決果敢
毫も退避の心なきを大和魂といへり降りて俠容火

丁の如きも名を貴ひ身を顧みも其義方ふ合せて行
ふ事を知らざるを以て其弊害あきふありまといへ
とも其勇悍本邦の俗をなすを見るふ足る故ふ我國
の臣民たらん者の誰もあも武勇の氣象なかるへあ
らすこれ實ふ國家特立の基本なり特ふ軍人の其職
外侮を禦き國威を輝まふ在まひ或は馳驅奔走し險
阻を冒し風雪を凌ぎ寒暑不堪へ飢渴を忍ひ其戦ふ
臨み敵ふ當るふ及ひては彈丸雨のごとく注ぎ人傷
き馬斃るゝ間ふ奔走して其職を行ひ狂風怒濤帆裂
け檣折るゝ際ふ周旋して其常務を執り堅きを破り
強きを挫きて
天皇の憐し給ふところふ敵し民人を憂患ふ陥らさ

らゝむるを本分とせざるものなれは武勇にもつとも
心掛けざるへらざるものなり蓋し勇怯の性にあ
りといへともこれを養ふに我不在り嘗てこれを聞
く露帝伯徳其性水を怕る自ら性質を克たんと欲
し小舟を駕し河を渡る時兩眼を閉ち故さらば滾轉
して水に墮つ侍臣遽て躍り入るこまに救ふ此の
如く是る事數回ありてまた水を怕るを遂に水泳に
長ず逆浪の中を游泳する事露人能く及ぶものなり
といふ我

後光明天皇の天性雷を嫌ひたまふ或年の夏驟雨大
雷なりしに御躬つらに宮殿の軒端に終日佇立ませ
給ひ虚空を睨みておのせしるは是より雷嫌ひの御

性さりしと

天皇の宋の程頤の學の性の偏ある處より克ち將ち
去るといひし語を守りたまふと云ふ夫れ心を用ふ
る事此の如くなれは怯夫も變じて勇士とあるへし
蓋し勇を養ふ工夫の恥を知るより始まる人若し
さるを恥つる時のみつからぬ勉めざることを能く自
つらに勉むむじかならざるを達す天文永祿元龜天正の
際大名諸國を割據し日々千戈を尋ふ士卒の敵に
背を見ざるを恥とし名を惜しむ事身よりも甚しこ
れ當時兵衆の強ありし所以なり元龜三年武田晴信
兵三萬五千を率ゐて遠江に入る徳川家康八千を以
て三形の原に遶へ戦ふ甲軍精銳ありて且衆なり遠

軍大敗る然きとも其君臣皆能く勇なるを以て獲
滅を免きたり家康既敗れ走りて濱松城に入る城
門を開らさず籓を焚るしむ漏鼓を撃つ事平日の如し
甲軍追至る門の開きたるを見伏兵あらん事を恐
て入らず鳥居元忠渡邊守綱等三百人と率ぬ城を出
て戦ふ敗兵の後不歸る者亦闕を敵の後不揚く暗信
退く大久保忠世牙旗と屏る崖不建て、敗軍と集む
敵家康なりと思ひて来り攻む忠世撃てこれを御く
神原康政もまた散卒をあつめて西島不陣し敵の退
くを見夜不乘してこきと撃ち首を獲て歸る此夜忠
世天野康景と銃手を率ぬてまた屏る崖不至り暗信
の營と亂射を甲軍死する者頗こきあり暗信大驚

きて曰く徳川の兵何強項なると明日暗信の將馬場
信房暗信不謂て曰く臣敵の屍を檢する不北を首不
まると伏し南を首不する者の仰く家康の訓練見る
へしと蓋し此役甲軍北不在り遠軍南不在り徳川氏
の兵一人の敵を背不まる者なきをいふ家康の訓練
を見る不足るといふに獨り進退步伐止齊の操練能
く整へるを稱する不あらは其平生勇を養ふの素あ
る状稱するかり暗信遂不退きまた濱松城不迫らば
三形原の敗不徳川氏の將士畏避して頭を出たきを
門と閉ちて怯怖の状を示さぬ濱松に忽ち甲兵不蹂
躪せられ徳川氏の存亡また知るへらす夫は徳川
氏の織田氏の倚頼する所となり豊臣氏の畏るゝ所

となり遂に政を天下に為すに至るものなり其兵の勇
なる故にあらまや英國の東印度及び北亞米利加の
屬地を開く事を得るものなりまた其臣民の勇に籍
らざるものあり印度もと莫臥兒帝國と稱す天正の比
英商始めて至りて貿易を其後往來絶えず聚落と海
濱處々を作り或は城壁を築きてこれを護す「マドラ
ス」もまた其一なり佛人もまた來りて「ボンジセリ」
に居る兩國の人相和せは英人の「マドラス」に在る者
こそよいためにお苦しめらる英人羅伯格ロベルトクライフ來弗といふ者
あり時にお算を善くするを以て東印度公司の録事た
りて、お於て國人の厄を坐視するお忍ひす筆を投
して起ち印度人を養ひて兵となし國民の其地にお在

る者を打撃すこのころ「ベンガラ」の「カルカタ」におも英
人多く來り住む「ベンガラ」の會長貪りて虐かりし
の英商を劫掠して以て財を得んと欲す英人の其地
にお在る者大抵商人おとて邑宰鎮將多し怯懦なれ
ば會長來り襲ふと聞て大にお怕る小舟にお駕して遁き
去る市民狼狽を翌日會長至り英商百四十六人を囚
ふしてこれを從監の獄舎にお鎖を宿を越はて死せる
者百二十三人其事「マドラス」にお聞はけき「マドラス」
の英人大にお憤り兵を執りて集る者二三千格來弗こ
れを率ゐて「ベンガラ」にお至り罪を問はんとし會長宛
煩軍需多し英人來る事能はざらんと思ひし格來
弗來ると聞て大にお駭き接を佛人にお乞ふ格來弗兵三

千小砲十門進みて會長の兵と相過ふ會長の兵は馬
 歩五萬八千大小砲五十門白牛を以てこまを牽る
 むまた象一頭あり佛の機兵もまた至る英兵もとよ
 り格来弗の勝算ある事と信を是を以て大敵と見て
 怖るゝ色なき急に進みてこれを衝く會長の兵多し
 といへども號令行われは部伍忽ち亂る英人機兵乘
 して奮撃し大ふこまを破り砲煩牛象と得格来弗一
 戦して跡を定め新たふ會長と立つ是を寶曆七年ふ
 在りし事なりこまより印度漸く折けて英人入る其
 後二年英人惹迷斯烏爾那「クベツキ」を取る「クベツキ」は北
 亞米利加の地ありこまより先き佛人加拿太と取り
 「シントラウレンス」「ミッシンビー」の二大河ふ據り又城と

加拿太湖邊と「オハイヲ」河上ふ築き土人と貿易の利
 を專ふを英の屬地これのためふ感まるこまより英
 佛兩國の殖民驟を生し志々く相戦ふ英人多く利
 を失ふ烏爾那勇ふして謀あり英相因て「クベツキ」を取
 る事を命を「クベツキ」は「シントラウレンス」の川ふ臨み
 後ろに懸崖ふ倚る且つめくらすふ堅壁を以てし佛
 將又一萬の兵を率ゐて其近傍ふ宿りてこれふ備ふ
 河の迂曲をなま所ふ岸ふ登るふよろしき處あり烏
 爾那謀してこれを知る夜半潛ふ兵を舟ふ裝を時ふ
 夜暗黒兵皆救を合む城ふ近つき急ふ躍りて岸ふ登
 る佛人覺るを英軍其守兵を襲ひてこれと破る夜の
 明る比ふに既ふ「クベツキ」の城濠ふ遠を急ふ攻めてこ

勇を抜く戦の耐ふる時馬爾弗重剣を得る事二四兵卒の氣の沮まん事を恐む痛を忍ひ剣を隠く一率先して進む敵陣また其胸を洞き馬爾弗地ふ倒る兵士擁して後軍ふ至るゑえらくありて人の走れりくと呼ふあり馬爾弗眼を睜りて曰く走る何れの兵より從卒曰く佛軍なり此時佛軍全く敗れて四方ふ散亂を從者以て告く馬爾弗筆を濡め疾を力めて方略を書し以て次將ふ投けて曰く吾事畢れりと遂ふ願をこれより亞米利加之北方多く英ふ締を夫れ英の強大今日の如くなる事を得るは皆其臣民の勇ふよる我る細牙千足は國の稜威を八表ふ耀る一暴を禁し大を保ち民を安んむる等の功をなすことを得る

の國より臣民の武勇ふ藉らまんのあらま

さはあれ武勇ふの大勇あり小勇ありて同一あら

勇の危を避けも難と畏まは進みて敢て爲すの名なきとも細るふことを分かつては唯其身命を顧みも鏡進まるあり泰山前ふ崩るゝる如きふ途ひても動あるもあり劍芒と眼の前ふ突付けらるゝとも眼たゝさせさるもあり寒暑ふ堪へ飢渴と忍ひ種々の艱苦をものともせも百折千挫ふも屈せさるありこそ皆勇の事ふして上の將校より下の兵卒ふ至るまで軍人の歎くへるさる徳あり又心の勇あり體は勇あ

り體の勇もつとも各兵卒の歎くへるさるもの
ふて心の勇は將校の上ふ必要あるものなり天文六
年上杉朝定北條氏綱と戦て大ふ敗其叔父朝成虜
ふせらる氏綱進みて河越を圍む河越陷る朝定松山
城ふ走る城主難波田彈正迎へてこれを納れ稍敗軍
を収め城を出て、屢氏綱と戦ふ利あらばして退く
敵將山中某進ひ至り戦を挑み歌を賦して其怯を辱
るゝむ彈正馬首を回し古歌を朗誦して曰く君と置
きてあたしとをわれもたすゑの松山ふみも
こはふんと終ふ與ふ聞ひをして徐るふ引退きたり
此時朝定十三歳ふして松山の城ふ在り彈正おもへ
らくわれ尋常の勇状愛し敵と聞ひ萬一ふも討たれ

ふは松山城の忽ち陥りて敵の蹂躪する所とならん
とこれふより一騎打の勝負を好まば匹夫の勇を
競はふとえらく恥と忍ひて生を全くし朝定を保護
して孤城を保ち扇谷氏をまさふ誠ひんとするふ維
持を是を以て其勇氣の勃然たるを押へて願ひさを
其馬首を回らし從容として古歌を誦して其志と示
る如き内ふ大勇ある者ふあらされ何ぞ此の
如きこと欲得ん武田氏の臣高坂昌宣の如き常ふ勝
頼を諫めて武を贖ふことをなからんことを欲すこれ
大勇小勇の別を明らかふるものなり夫は勇の如
ならを幾ふ合ふ者ふして後ふ其勇辨をへし故ふ乳
子も君子勇ありて義をけむる亂をなす小人勇あり

て義なけれは盜をなまといへり又孔子の門人曾參も曲直を以て勇怯を斷し其師説と辨して曰くみつゝら反りみて直るるを禍寛博といへともわれ畏まさらんやみつから反りみて直くは千萬人といへともわれゆかんと禍寛博といへ一匹夫といへるる如し勇はもとより身命を輕んじ敢て往くの名なりといへとも強ち難ふ起き危きを踏むをよとをるふあらしを例へは大なる石を擲きて深き淵に臨むか如きは人の難しとする所なり水火を踏みて疑はざるは人の能はざる所なり然るを能くこれをなまはる勇といふへし然も事ふ益なく徒に身を危くするふ止まる凡そ此の如きは勇者のなきる所なり

夫れ身を危くして事ふ益なきも勇者は爲さず況んや人ふ害あるをや唯義の在る所の危きを避けを身を顧みるふ違あらざるはみ故に義ふ合ふものふて後ふ其勇辨をへといへるあり

血氣ふはやり粗暴の振舞ふとせんは武勇とい謂ひ難し

夫は勇はかならま殺ふ配して後ふ用ふへきものなり故に血氣ふ乘し輕舉妄動し粗暴の振舞をみすを以て自から快とし事を謀るる如きはもつとも戒むむむ所なり

神武天皇の六十四年 周定王の十年 魯宣公の十二年 晋の軍鄭を救ふ其兵河ふ及ふとき鄭既ふ楚と和を聞くと聞くと中軍の

將荀林父還らんと欲す上軍の將士會下軍の將趙朔
 下軍大夫荀首等皆こまを賛成を先穀獨り怯となし
 其属を率ゐて河と濟る楚軍相近つく鄭人來りて戰
 を勸む下軍の佐樂書極めて其不可を述ふ中軍大夫
 趙括下軍大夫趙同等また先穀を從はんと欲を趙朔
 の樂書を賛美す楚人和と求め荀林父これを許し兩
 軍盟はんとを晉の魏錡趙旃の二人請ひて楚軍を使
 し戰を挑む楚軍これを追ひ晉の軍を乘す晉軍大に
 敗る獨り士會の率ゐたる上軍のみ敗るす其兵を以
 て殿して歸る夫れ先穀趙同趙括の如きは唯戰ふを
 以て快とし退くを以て怯とし理義不明く事機を疎
 し先穀もつとも剛愎不仁にして上將の命を用ひま

獨り其属兵を率ゐて本軍を離れ又備を設けず此の
 如きは血氣を乘し輕舉妄動をるものといふ也又
 假り先穀の智見荀林父をまさるとも林父の
 聽るさる不獨り擅ふこれを行は、前條禮義の
 教語を合はさるものなり況んや智見林父を若るさ
 るを也此戰ふ晉軍大敗を取りたるは先穀等一致の
 和諧と失ひたる不出て、軍隊の蠱毒國家の罪人と
 いふへし翌年晉先穀を殺して其罪を正を後趙同趙
 括もまた殺されたり永保三年源義家陸奥守兼鎮守
 府將軍となる時ふ清原家衡亂を作を義家これを征
 す利あらまして還る義家の前九年の役ふ父頼義ふ
 從ひて貞任を討し武名與羽ふ奮ふ與羽の人八幡太

郎の名と畏る、事鬼神の如く家衛の叔父ふ清原武衛といふ者ありこれと聞て家衛の柵ふおもむきて曰く汝ハ八幡太郎ふ克つこれ唯汝の美名のみふあらばまた吾曹の榮なり我以て接くへいと兵を起して俱ふ金澤の柵ふ據る寛治元年九月義家また兵を發してこまと討つ圍み攻むること久しくして柵遂ふ陷る武衛を捕へてこれと誅を家衛もまた殺さる夫れ八幡太郎ハ誠ふ驍將なり家衛の能くこれふ克つハ勇といふへい然まとも家衛の兵と起まもと義の故ふあらば武衛徒らふ其克ち難き者ふ克つの勇たるを知りて其兵の義ふあらさると察せま其勇猛と快として往てこまと接け 朝廷の命官ふ抗し

計畫き策窮まるふ至りて降と請ひ許されさりいかの遁逃して池水の中ふ匿き草と以て面を覆ひて以て潜む捕へらるゝ及ひて尚一死と免られんことを求む何う怯なるの甚くきたとへ武衛始終勇氣と失はさるも亂民叛賊の汚名千歳雪く事と得すこれ其勇ハ義ふ配して後ふ可ありといふ意ふ通せは血氣よえやり遂ふ不測の罪惡ふ陷りたるものなり又藤原廣嗣の如きは其志 皇室ふ忠を竭ふ在りといへとも其事粗暴遂ふ叛名と蒙り身松浦ふ死を惜むへいとなす廣嗣ハ式部卿宇合の長子博く典籍と覽るねて佛教ふ通す武藝絶倫兵法と練習ま其餘天文陰陽の書管絃歌舞の技よ至るまで成く精微と極

め才能と以て稱せらる時ふ僧玄昉といふ者寵ふ誇り頗る沙門の業ふ背く廣嗣これを斥けんことを請ふ聽るれを廣嗣の妻姿色あり廣嗣の大宰少貳となり任ふ赴くふ及ひて玄昉これふ茲せんと欲す妻これと拒む廣嗣大ふ怒り上表して政事の得失と斥し天地の災異伏陳へて玄昉及ひ吉備の真備と除るんと請ふ報せは天平十二年九月廣嗣兵と起して君側を清めんとを將を遣してこれを征せしむ佐伯常人安倍蟲曆等廣嗣の兵と相過ふ廣嗣馬を下りて再拜して曰く廣嗣敢て朝命を拒むはあらは唯亂臣二人を誅せんと請ふのみと常人等曰く然らば何の故ふ兵を發せると廣嗣語塞り馬と上りて去る衆潰

由後久しむらびして傳ふ就き遂ふ斬らるまた以て粗暴なる者の鑑戒とあまへし
軍人たふんもの常ふ能く義理を辨へ能く膽力と練り思慮を殫して事と謀るへし

右ふ引きたる晋の先毅の勝敗の機ふ暗く猪突を以て勇となし上將の命ふ戻り遂ふ全軍の大破を取るこれ其思慮を殫さるものなり廣嗣の膽力を蓄ふることを知らば輕舉妄動遂ふ散名を蒙る武術ふいたりては理義を辨へざるの最なるものなりこの三人の如きは其事の得失もつとも明なるものおれども其餘小大かゝる類の事は古今其例甚た多し朝夕忘るゝことなく此 聖誠を守り常ふ膽力を練り

事不逢への理義不照らし思惟して其所置を決せ
し常不義を講し理を折ちてこれ不慣る、時の造次
の際といへとも遠く義理不違ふ事のなきものなり
小敵たりもと侮ふを大敵たりとも懼れす己の武
職を盡さむと誠の大勇ふのあれ

永祿三年五月今川義元駿河、遠江、參河三國の兵四萬
五千人を率ゐて尾張を攻む織田信長此時僅か尾
張半國を保つよりて鷲津、北根等の諸城を修理して
これ不備ふ義元の先鋒大高、笠寺、沓懸不至る鷲津の
守將使を馳せて信長不告て曰く義元已不沓懸不至
り今夜糧を大高不納き明日夙不兩城を攻めんとす
と信長時不清洲不在り將士を召して言て曰くわれ

赴きて援せんと林通勝等謀て曰く敵の衆我の寡其
采鏡を避けて本城不據りて待つ不若るを信長曰く
然らば天下の英雄其地利を恃みて事機を失ひみつ
るら滅亡を取る者少るら先君も鄰國来り犯さん
時苟も遲疑せば我將士も志を變まることあらん亟
不出て迎へ戦ふへしとこゝ宣ひつれわれ先君の教
不背るす明日一戦して勝負を決せへしわま志を
同一くする者の努力せよと諸將敢て諫むるものな
し信長因て酒を命して與不飲む酒酣なる時天明け
んとを信長みつかり起て舞ふ舞ひ終りて甲を被り
馬不騎り鞭を擧げて出つ能く従ふ者十餘騎のみ熱
田不詣りみつるら戦勝を祈る兵の至る者千人山路

を經て進む此時鷲津丸根の兩城己に陥り火焰起る
を見る將士逡巡を諸城の兵漸く來り屬せれとも三
千騎に過ぎは信長益其馬に鞭うちて進む諸將亦
も有りて諫て曰く敵の大衆新に勝つ其鋒當るへ
らも此寡兵を以てこれを犯さば立ところ不獲没せ
んと信長聲を勵まして曰く我は無謀不勁敵を犯さ
ふあらば敵の糧を大高に納む終夜息まず今また兩
城を抜く其兵必らも大に疲まん義元勝ふ乘して我
を侮る其旗下必らも備ならん吾此時に乘して其
不意に出つれば戰ふからず勝へしと梁田某曰く敵
兩城を抜けともいまた其陣を更へず旗下必らば後
にあらんわき直ふことを疑ひ、義元の槍ふきへし

君の謀最も妙なりと信長旗鼓を伏せ山に循ひて馳
せ桶峽に至り義元の營を瞰ふ果して備なし信長自
身鎗を揮るひ衆に先たち騎して馳せ下る諸將士こ
れに従ふ時大雷風雨敵の事を覺らる己に近づく
信長の兵鼓譟して營を斫りて入る敵衆狼狽を服部
某義元の幕に入りこれに迫る義元刀を抜て其膝を
撃つ某踏く毛利秀高義元を殺し其首を獲今川の兵
擾亂を信長連撃し其精騎二千餘を殺す大高脊懸等
を守る者皆城を棄てて走る是より信長の威名天下
に振ふ義元の子氏真家を繼ぐ暗弱庸劣今川氏の兵
鋒衰へてまた振ひを夫は此役信長の兵三千義元の
兵四萬五千衆寡敵せずといふへし信長懼むを敵の